



金 沢 市 公 報

第 2 8 9 8 号 の 3

平成29年(2017年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 監査公表	
○ 監査公表 (第8号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人 坂下清司から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成29年4月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲 郎
金沢市監査委員	田	中	展 郎
金沢市監査委員	松	井	純 一

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

平成29年3月29日

金沢市監査委員	西	村	賢	了	様
金沢市監査委員	中	村	哲	郎	様
金沢市監査委員	田	中	展	郎	様
金沢市監査委員	松	井	純	一	様

包括外部監査人 坂 下 清 司

市税に関する財務事務の執行について

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づき包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

市税に関する財務事務の執行について

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

金沢市行政改革実施計画において、「市税収入の確保」は、財政に関する重点目標に掲げられている。

金沢市の平成28年度一般会計当初予算においては、市税が約794億円と、歳入予算全体の約46%を占め、非常に重要な財源となっている。

厳しい財政状況が続く中で、健全な財政運営を確保していくためには、安定した歳入の確保、特に市税収入の確保は極めて重要な課題であり、平成27年度に引き続き、歳入面に主眼を置き、適正かつ効率的な事務がなされているかを検証することは、有益であると考え選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ① 市税の賦課及び徴収が法令及び条例等に準拠して、適切かつ公平に行われているか。
- ② 市税の賦課及び徴収が効率的に行われているか。
- ③ 市税の徴収が効率的に行われているか。
- ④ 市税の滞納整理が適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

主に質問、閲覧、必要に応じて視察、現物確認等を実施した。

5 外部監査の対象期間

原則として平成27年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度の一部についても監査の対象とした。

6 外部監査の実施期間

平成28年6月3日から平成29年3月17日まで

7 監査人補助者

塚崎 俊博 (公認会計士)
 深澤 智士 (公認会計士)
 岡田 裕美子 (公認会計士)
 細見 孝次 (公認会計士、弁護士)

8 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果と意見

取り上げるべき点について、是非とも改善すべき点を「指摘事項」とし、より望ましい運営が行われるためには有用であると判断した点を「意見」として記載した。

第2 監査対象の概要

1 市税の概要

(1) 市税の種類

地方税法第3条の規定に基づき、金沢市税賦課徴収条例(以下「条例」という。)及び金沢市税賦課徴収条例施行規則(以下「施行規則」という。)が定められている。

市税には、用途が限定されていない普通税と、用途が特定の事業に限定される目的税があり、金沢市においては、条例第3条に、以下のとおり税目が規定されている。

普通税	市民税	個人市民税と法人市民税があり、均等割と所得に応じて納める所得割(法人市民税の場合は法人税割)の2種類がある。
	固定資産税	土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税される。
直接税	軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者に対して課税される。
	鉱産税	鉱物の価格を課税標準とし、鉱物の掘採業者に対して課税される。ただし、金沢市においては、近年課税の実績はない。
間接税	特別土地保有税	一定規模以上の土地の保有、取得に対して課税される。ただし、平成15年度税制改正に伴い、平成15年度以降新たな課税は行われていない。
	市たばこ税	たばこの製造者、卸売販売業者等が、市内の小売販売業者に売渡したたばこに課税される。
目的税	事業所税	一定規模以上の事業所に対して課税される。都市環境の整備及び改善等に要する費用に充てる。
	都市計画税	都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税される。街路、下水道等の都市計画事業等に要する費用に充てる。鉱泉浴場の入湯者に対して課税される。環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設等の整備や観光の振興に要する費用に充てる。

直接税とは、税を負担すべき者が、市に直接納める税のことであり、間接税とは、税を負担すべき者と、税を納める者が異なる税のことである。

(2) 市税決算額等の推移

①一般会計歳入決算額の推移

過去5年間の一般会計歳入決算額の推移は、以下のとおりである。

款別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市税	77,317,296	76,708,744	77,843,545	79,280,714	79,167,507
地方譲与税	1,328,784	1,251,395	1,196,383	1,141,081	1,199,035
利子割交付金	264,050	260,476	198,096	184,251	148,989
配当割交付金	111,285	115,908	236,137	445,667	348,716
株主等譲渡所得割交付金	32,909	37,282	406,075	272,653	366,449
ゴルフ場利用税交付金	49,068	46,783	47,223	49,747	50,495
地方消費税交付金	4,939,613	4,973,604	4,931,215	5,902,613	9,871,443
特別地方消費税交付金	100	—	—	—	—
自動車取得税交付金	328,222	374,125	401,490	178,847	284,832
国有提供施設等所在市助成交付金	15,615	15,656	15,665	15,321	14,711
地方特例交付金	645,962	287,852	282,221	268,097	272,745
地方交付税	18,468,944	18,253,903	16,835,466	16,097,886	14,019,822
交通安全対策特別交付金	97,702	94,772	89,735	78,712	82,726
分担金及び負担金	3,299,285	3,353,823	3,423,212	3,472,395	2,845,901
使用料及び手数料	3,202,138	3,158,921	3,203,683	3,313,977	3,558,403
国庫支出金	26,675,379	22,822,804	25,725,839	28,207,795	28,078,033
県支出金	8,401,461	7,660,748	8,796,485	8,601,460	10,326,003
財産収入	666,136	503,833	463,183	478,033	453,575
寄附金	64,308	48,224	14,715	196,708	83,844
繰入金	391,908	879,847	336,588	1,558,588	1,889,206
繰越金	2,808,233	2,356,287	2,685,740	3,097,868	2,609,493
諸収入	3,304,399	3,031,714	2,566,627	5,621,968	2,714,226
市債	20,182,300	19,619,800	19,048,800	23,225,000	15,189,000
計	172,595,097	165,856,501	168,748,123	181,689,381	173,575,154
歳入に占める市税の割合	44.8%	46.3%	46.1%	43.6%	45.6%
中核市平均	39.9%	39.6%	39.5%	39.5%	39.3%

市税は、給与所得や企業収益、固定資産の評価替え等により、大きく変動するものであり、約767億円～約793億円で推移している。

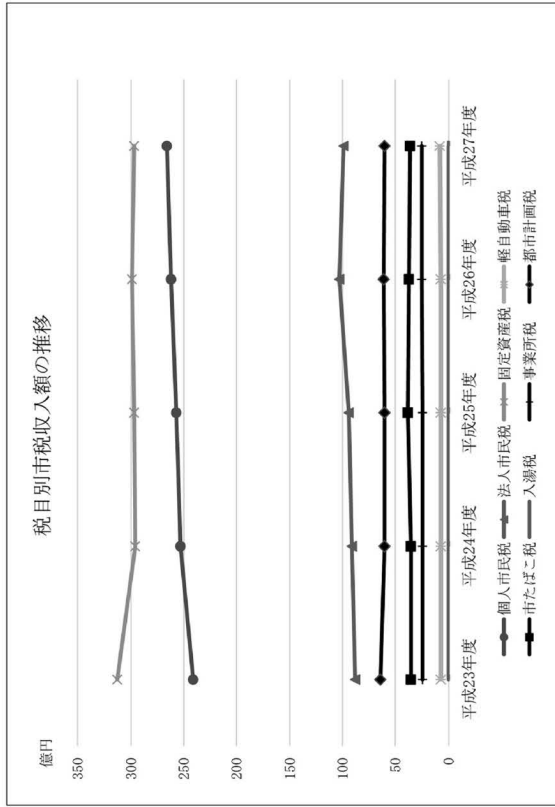
歳入に占める割合は、43.6%～46.3%で推移しており、中核市平均と比較するといずれの年度

も高い状況にある。

②税目別市税収入額の推移

過去5年間の税目別の市税収入額の推移は、以下のとおりである。

税目	(単位：千円)				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
普通税	68,494,926	68,214,657	69,367,689	70,724,096	70,587,420
市民税	32,949,622	34,455,618	35,141,833	36,427,516	36,486,965
個人市民税	24,122,862	25,312,087	25,718,148	26,172,251	26,619,662
法人市民税	8,826,760	9,143,531	9,423,685	10,255,265	9,867,303
固定資産税	31,327,115	29,578,933	29,714,406	29,878,197	29,737,344
軽自動車税	670,273	688,480	712,523	739,213	762,782
市たばこ税	3,547,916	3,491,626	3,798,927	3,679,170	3,600,329
目的税	8,822,370	8,494,087	8,475,856	8,556,618	8,580,087
入湯税	28,001	27,848	27,286	29,085	31,676
事業所税	2,394,682	2,446,742	2,413,396	2,459,760	2,499,266
都市計画税	6,399,687	6,019,497	6,035,174	6,067,773	6,049,145
計	77,317,296	76,708,744	77,843,545	79,280,714	79,167,507
市民税+固定資産税	64,276,737	64,034,551	64,856,239	66,305,713	66,224,309
市税に占める割合	83.1%	83.5%	83.9%	83.6%	83.7%



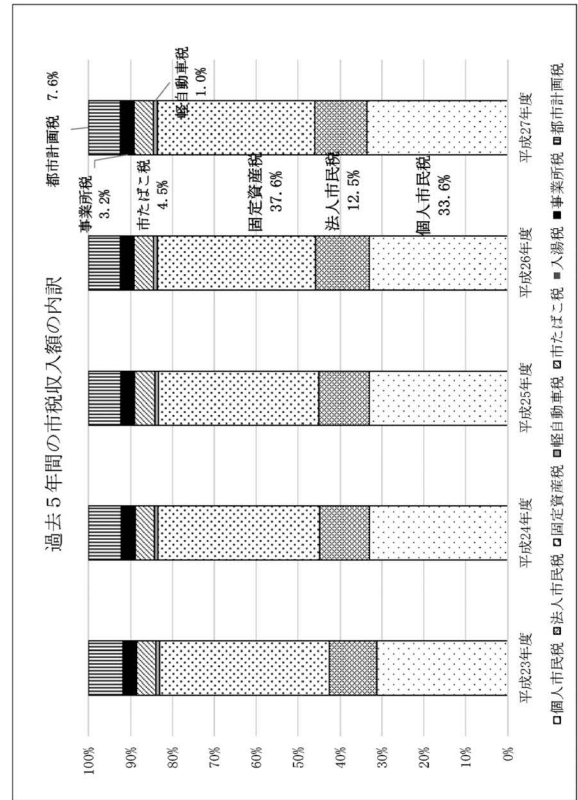
過去5年間とも、固定資産税の収入額が最も大きく、次いで、個人市民税、法人市民税と続いている。

この3税目が、市税全体の8割以上を占め、市税の根幹となっている。

固定資産税については、平成24年度に3年に1度実施される土地及び家屋の評価替えが行われた影響等により、平成23年度から平成24年度にかけて約17億円減少したが、以降は290億円台で推移している。

個人市民税については、給与所得の増加等に伴い、増加傾向が続いている。

法人市民税については、近年、増加傾向であったが、平成26年度税制改正において、法人税割の税率引下げが行われた影響等により、平成27年度決算は対前年度比で約4億円減少した。



④税目別市税収入率の推移

過去5年間の税目別の市税収入率の推移は、以下のとおりである。

(単位：%)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	対23年度比
個人市民税	90.7	91.5	92.0	92.8	93.3	2.6
現年課税分	98.2	98.2	98.3	98.5	98.5	0.3
滞納繰越分	15.8	17.8	19.6	21.0	22.2	6.4
法人市民税	99.1	99.0	99.3	99.3	99.2	0.1
現年課税分	100.1	99.9	100.2	100.0	100.2	0.1
滞納繰越分	18.3	21.7	27.5	27.4	15.9	△2.4
固定資産税	91.8	91.6	92.3	93.0	93.9	2.1
現年課税分	97.6	97.9	98.3	98.6	98.8	1.2
滞納繰越分	20.0	22.5	23.0	22.9	23.5	3.5
軽自動車税	90.2	90.8	91.3	91.9	92.8	2.6
現年課税分	97.0	97.4	97.5	97.8	98.0	1.0
滞納繰越分	17.7	17.6	19.5	20.0	22.0	4.3
市たばこ税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
滞納繰越分	37.0	100.0	—	—	—	—
入湯税	89.9	92.5	91.9	100.0	100.0	10.1
現年課税分	93.6	92.4	92.5	100.0	100.0	6.4
滞納繰越分	71.4	93.3	84.7	100.0	—	—
事業所税	97.3	97.7	97.8	98.2	98.6	1.3
現年課税分	99.0	99.3	99.3	99.7	99.7	0.7
滞納繰越分	27.2	28.9	29.8	32.9	20.8	△6.4
都市計画税	91.7	91.4	92.2	92.9	93.8	2.1
現年課税分	97.6	97.8	98.2	98.6	98.8	1.2
滞納繰越分	20.0	22.5	23.0	22.9	23.5	3.5
市税全体	92.7	92.9	93.5	94.1	94.7	2.0
現年課税分	98.2	98.3	98.6	98.8	99.0	0.8
滞納繰越分	18.3	20.7	21.8	22.3	22.8	4.5

③平成27年度市税決算額の状況

平成27年度の市税決算額の状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	予算額	調定額	収入額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額
個人市民税	26,587,140	28,518,827	26,619,662	101,335	4,909	1,802,739
現年課税分	26,170,620	26,592,949	26,191,319	765	4,909	405,774
滞納繰越分	416,520	1,925,878	428,343	100,570	0	1,396,965
法人市民税	9,541,190	9,944,652	9,867,303	10,245	40,968	108,072
現年課税分	9,522,390	9,825,286	9,848,347	33	40,968	17,874
滞納繰越分	18,800	119,366	18,956	10,212	0	90,198
固定資産税	29,628,970	31,670,831	29,737,344	166,760	2,629	1,769,356
現年課税分	29,178,070	29,597,974	29,249,804	1,870	2,629	348,929
滞納繰越分	450,900	2,072,857	487,540	164,890	0	1,420,427
軽自動車税	762,230	821,873	762,782	7,057	180	52,214
現年課税分	749,790	765,675	750,397	15	180	15,443
滞納繰越分	12,440	56,198	12,385	7,042	0	36,771
市たばこ税	3,596,130	3,600,329	3,600,329	0	0	0
現年課税分	3,596,130	3,600,329	3,600,329	0	0	0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—
入湯税	32,390	31,676	31,676	0	0	0
現年課税分	32,390	31,676	31,676	0	0	0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—
事業所税	2,493,460	2,535,793	2,499,266	785	15	35,757
現年課税分	2,484,530	2,498,553	2,491,539	0	15	7,029
滞納繰越分	8,930	37,240	7,727	785	0	28,728
都市計画税	6,026,670	6,447,718	6,049,145	34,406	540	364,707
現年課税分	5,934,330	6,020,026	5,948,551	384	540	71,631
滞納繰越分	92,340	427,692	100,594	34,022	0	293,076
計	78,668,180	83,571,699	79,167,507	320,588	49,241	4,132,845
現年課税分	77,668,250	78,932,468	78,111,962	3,067	49,241	866,680
滞納繰越分	999,930	4,639,231	1,055,545	317,521	0	3,266,165

現年課税分は約789億円の調定額に対して、約781億円が納付され、約8億円が収入未済として、平成28年度に繰り越されている。

滞納繰越分は約46億円の調定額に対して、約11億円が納付されたが、約3億円が不納欠損となり、約32億円が収入未済として、平成28年度に繰り越されている。

⑤ 納税義務者数等の推移

過去5年間の現年課税分における納税義務者数の推移は、以下のとおりである。

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市民税	243,165	244,195	245,653	246,797	248,120
個人市民税	226,274	227,440	228,873	230,078	231,366
給与からの特別徴収	128,005	128,427	130,167	131,871	136,516
年金からの特別徴収	29,171	29,955	31,384	32,555	32,849
普通徴収	77,276	79,044	78,742	78,383	77,735
法人市民税	16,891	16,755	16,780	16,719	16,754
固定資産税	170,413	171,113	172,062	172,875	173,993
土地	134,432	135,117	135,950	136,765	137,888
家屋	129,227	130,274	131,381	132,456	133,770
償却資産	5,296	5,103	5,032	4,860	4,815
交付金(注)	17	17	17	17	16
軽自動車税	96,535	97,606	99,436	101,250	102,758
市たばこ税	9	8	8	9	10
入湯税	17	18	18	18	17
事業所税	1,078	1,054	1,053	1,054	1,061
都市計画税	155,164	156,051	157,016	157,971	159,139

(単位：人又は法人)

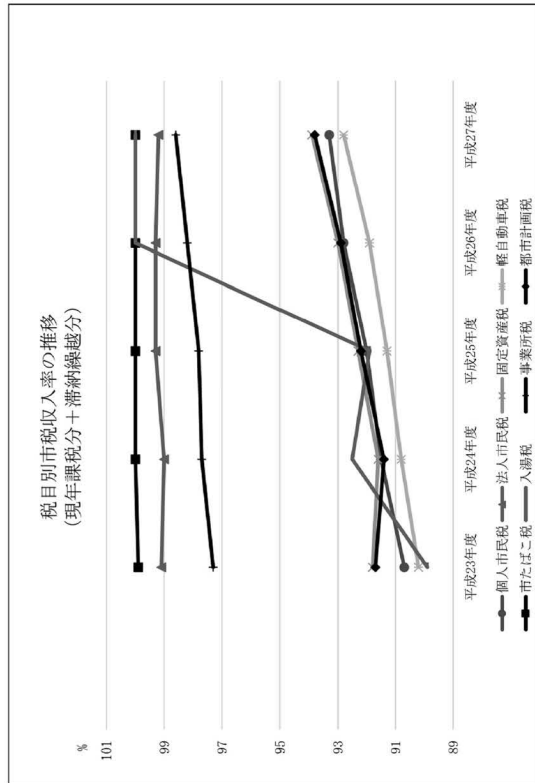
(注) 国有資産等所在市交付金のことである。

個人市民税における給与からの特別徴収による者が毎年増加しているほか、固定資産税及び都市計画税においても、世帯数の増加により毎年増加している。

また、軽自動車税についても、維持費や車体価格が比較的安価な軽自動車の販売増加により、毎年増加している。

なお、国有資産等所在市交付金とは、地方税法上、固定資産税を課することができない国及び地方公共団体が所有する固定資産のうち、当該固定資産の性質が固定資産税の課税客体となっていない類似の固定資産と同様であることを考慮し、これらの固定資産について、交付金という形式で固定資産税に相当する額の負担を求めるものである。

なお、金沢市における具体例としては、国有資産等所在市町村交付金法第2条第1項第1号の規定に基づき、国又は県が所管する公営住宅、公営駐車場、職員用公舎・官舎等の敷地及び建物がある。



市税全体の収入率は、過去5年間で、現年課税分、滞納繰越分ともに、毎年上昇しており、92.7%から94.7%と2ポイント上昇している。

税目別では、個人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税及び都市計画税が、過去5年間で2ポイント以上上昇している。

現年課税分においては、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税が毎年上昇しており、平成27年度においては、市税全体で99.0%という高い収入率を達成している。

滞納繰越分においては、法人市民税及び事業所税で収入率の低下が見られるものの、個人市民税が毎年上昇しており、全体としては4ポイント以上上昇している。

(3) 賦課徴収費等の推移

過去5年間の賦課徴収費等の推移は、以下のとおりである。

		(単位：千円)				
区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入	市税	77,317,296	76,708,744	77,843,545	79,280,714	79,167,507
	個人県民税	15,953,790	16,759,512	17,029,591	17,366,090	17,667,916
額	計	93,271,086	93,468,256	94,873,136	96,646,804	96,835,423
賦課徴収費	報酬	28,228	26,338	26,592	25,979	27,164
	給料	471,641	459,508	434,889	443,806	448,869
	職員手当等	263,459	259,444	257,418	259,578	257,666
	共済費	158,795	155,034	148,015	152,145	151,993
	賃金	1,105	3,716	3,877	4,465	3,438
	報償費	14,269	13,951	12,964	12,250	11,425
	旅費	2,014	2,141	2,260	1,856	1,914
	需用費	33,310	24,353	22,427	24,094	21,976
	役務費	64,739	67,536	71,951	74,879	78,923
	委託料	140,930	137,453	185,125	189,592	220,364
	使用料及び賃借料	12,068	13,404	12,676	12,206	11,344
	備品購入費	377	661	-	136	846
負担金、補助及び交付金	10,166	10,378	12,057	11,508	12,047	
計	C	1,201,101	1,173,917	1,190,251	1,212,494	1,247,969
収入額に対する賦課徴収費の割合	県民税徴収取扱費	710,154	698,940	699,521	719,045	727,996
	市税徴収取扱費D	490,947	474,977	490,730	493,449	519,973
全体 (C/B)	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	
市税 (A/D)	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	
職務職員	147人	145人	145人	145人	146人	
非常勤職員	11人	10人	11人	11人	11人	
計	158人	155人	156人	156人	157人	

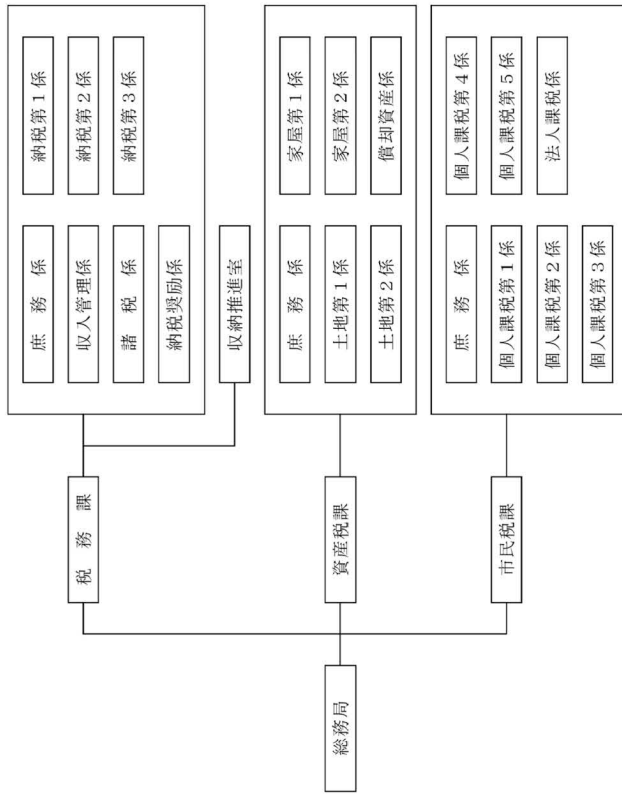
(注) 職員数は、各年度末のものである。

賦課徴収費は約12億円、うち県民税徴収取扱費を除く市税徴収取扱費は約5億円で推移している。また、収入額に対する賦課徴収費の割合は、全体で1.3%、市税で0.6%~0.7%で推移している。

(4) 金沢市における組織体制

① 税務組織体制

平成28年4月1日現在における金沢市の税務組織体制は、以下のとおりである。



総務局に、税務課、資産税課及び市民税課が置かれ、この3課が市税の賦課徴収を担当しており、金沢市補助組織及び分掌事務規則第5条において、3課の各係の事務は、以下のとおり規定されている。

課等・係	分掌事務
税務課 庶務係	1 税務の統括に関する事項
	2 税務に関する企画及び調整に関する事項
	3 地方譲与税、県税に関する交付金及び国有提供施設等所在 市町村助成交付金に関する事項
	4 市税(県民税を含む。以下同じ。)の収入の整理に関する事項
	5 県民税の払込みに関する事項
	6 固定資産評価審査委員会に関する事項
	7 課の庶務に関する事項
	8 税務事務で他課及び他係に属しない事項

②職員の状態
 税務課、資産税課及び市民税課における平成28年4月1日現在の職員の配置状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

課等・係	課長	課長補佐	担当課長補佐	主査	主任	主事	計
税務課	1	1					2
庶務係			1			3	4
収入管理係			1		1	3	5
諸税係				2	1	2	5
納税奨励係				1	1	1	3
納税第1係			1	1	3	2	7
納税第2係			1			5	7
納税第3係				2	2	3	7
収納推進室	1	1		1		3	6
税務課 計	2	2	4	8	8	22	46
資産税課	1	1					2
庶務係			1	3	2	5	11
土地第1係				3	2	4	9
土地第2係			1	2	2	3	8
家屋第1係				1	1	7	9
家屋第2係				1	2	8	11
償却資産係			1	2	4		7
資産税課 計	1	1	3	12	13	27	57
市民税課	1	1					2
庶務係				3	1	5	9
個人課税第1係			1		1	4	6
個人課税第2係			1	1	2	2	6
個人課税第3係				1		4	5
個人課税第4係			1		1	3	5
個人課税第5係			1	1	2	2	6
法人課税係				2		2	4
市民税課 計	1	1	4	8	7	22	43
合 計	4	4	11	28	28	71	146

課等・係	分掌事務	
収入管理係	1 市税の収納に関する事項	
	2 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事項	
	3 納税環境の整備に関する事項	
諸税係	1 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課に関する事項	
	1 納税協力会及び納税貯蓄組合に関する事項	
	2 口座振替による納税に関する事項	
	3 市税に係る各種証明及び閲覧に関する事項	
納税奨励係	4 税思想の普及向上に関する事項	
	1 市税の督促及び滞納処分に関する事項 (収納推進室が所管する事項を除く。)	
	納税第2係	
納税第3係	(各係は、課長が定める区域の住民等をそれぞれ対象とする。)	
収納推進室	1 市税の高額滞納者に対する滞納整理に関する事項	
	1 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事項	
	2 固定資産課税台帳等に関する事項	
	3 国有資産等所在市町村交付金に関する事項	
	4 課の庶務に関する事項	
土地第1係	5 他係に属しない事項	
	1 土地の評価に関する事項	
	土地第2係	(各係は、課長が定める区域等をそれぞれ対象とする。)
	家屋第1係	家屋の評価に関する事項
	家屋第2係	(各係は、課長が定める区域等をそれぞれ対象とする。)
償却資産係	1 償却資産の評価に関する事項	
	1 個人市民税 (県民税を含む。以下同じ。) の賦課に関する事項	
	2 課の庶務に関する事項	
市民税課	3 他係に属しない事項	
	1 個人市民税の賦課に関する事項	
	個人課税第2係	(各係は、課長が定める区分の住民等をそれぞれ対象とする。)
	個人課税第3係	
	個人課税第4係	
個人課税第5係		
法人課税係	1 法人市民税の賦課に関する事項	
	2 事業所税の賦課に関する事項	

平成28年4月1日現在における税務職員の年齢別内訳は、以下のとおりである。

区分	20歳未満						20歳以上 30歳未満		30歳以上 40歳未満		40歳以上 50歳未満		50歳以上		合計	平均年齢
	1年未満	1年5年未満	5年10年未満	10年15年未満	15年20年未満	20年25年未満	25年30年未満	30年35歳	35歳40歳	40歳45歳	45歳50歳	50歳以上	合計	平均年齢		
税務課	0	16	12	12	8	10	10	46	36.7歳							
資産税課	1	22	17	7	10	57	35.1歳									
市民税課	0	21	9	7	6	43	34.3歳									
合計	1	59	38	22	26	146	35.4歳									

金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、年1回公表されている人事行政の運営等の状況において、平成28年4月1日現在の一般行政職の平均年齢が41.2歳であることを踏まえ、税務職員は、比較的若い職員が多いことが分かる。

また、平成28年4月1日現在における税務職員の勤続年数別の内訳は、以下のとおりである。

区分	1年未満		1年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 15年未満		15年以上 20年未満		20年以上 25年未満		25年以上		合計	平均年齢
	1年未満	1年5年未満	5年10年未満	10年15年未満	15年20年未満	20年25年未満	25年30年未満	30年35歳	35歳40歳	40歳45歳	45歳50歳	50歳以上	合計	平均年齢		
税務課	9	18	14	2	2	1	0	46	4.8年							
税務職員として	4	12	6	6	3	3	12	46	13.4年							
市職員として	7	25	20	4	1	0	0	57	4.6年							
市民税課	4	16	8	12	5	3	9	57	11.5年							
税務職員として	5	18	15	2	3	0	0	43	5.0年							
市職員として	4	10	10	4	4	5	6	43	11.7年							
合計	21	61	49	8	6	1	0	146	4.8年							
税務職員として	14.4%	41.8%	33.5%	5.5%	4.1%	0.7%	0.0%	100%								
市職員として	12	38	24	22	12	11	27	146	12.2年							

平成24年度から平成27年度の各年度における4月1日現在の勤続年数別の内訳は、以下のとおりである。

区分	平成24年度								平成25年度								平成26年度								平成27年度																
	1年未満	1年5年未満	5年10年未満	10年15年未満	15年20年未満	20年25年未満	25年30年未満	30年35歳	19	70	36	16	5	1	0	147	4.8年	12.9%	47.6%	24.5%	10.9%	3.4%	0.7%	0.0%	100%	16	64	45	17	3	1	0	146	5.1年	11.0%	43.8%	30.8%	11.6%	2.1%	0.7%	0.0%
税務職員として	18	66	39	18	4	1	0	146	5.1年																																
構成割合	12.3%	45.2%	26.7%	12.3%	2.8%	0.7%	0.0%	100%																																	
市職員として	8	48	19	17	9	14	31	146	13.1年																																
税務職員として	10	44	24	17	6	14	32	147	12.8年																																
構成割合	12.3%	30.6%	16.4%	11.6%	4.1%	9.5%	21.8%	100%																																	
市職員として	17	68	45	7	7	2	0	146	4.9年																																
構成割合	11.6%	46.6%	30.8%	4.8%	4.8%	1.4%	0.0%	100%																																	
市職員として	12	38	25	20	12	9	30	146	12.3年																																

税務職員としての構成割合

区分	1年未満の割合	5年未満の割合	10年未満の割合	10年以上の割合
平成24年度	12.3%	57.5%	84.2%	15.8%
平成25年度	12.9%	60.5%	85.0%	15.0%
平成26年度	11.0%	54.8%	85.6%	14.4%
平成27年度	11.6%	58.2%	89.0%	11.0%
平成28年度	14.4%	56.2%	89.7%	10.3%

税務職員数については、平成24年度以降、大きな変化は見られない。
 税務職員としての勤続(経歴)年数割合を見ると、5年未満の割合が5割以上を占めている。
 税務の経験が1年未満の職員割合と、10年以上の経験を有する職員割合が同程度となっており、
 全体的にバランスがとれている。

③中核市平均との比較

過去5年間の市税収入額、税務職員数及び税務職員1人当たりの市税収入額における中核市平均との比較は、以下のとおりである。

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	市税収入額	77,317,296	76,708,744	77,843,545	79,280,714
税務職員数	147人	146人	147人	146人	146人
税務職員1人当たりの市税収入額A	525,968	525,402	529,548	543,019	542,243
市税収入額	60,939,894	60,691,140	60,800,611	62,347,429	62,506,308
税務職員数	136人	134人	135人	136人	134人
税務職員1人当たりの市税収入額B	448,087	452,919	450,375	458,437	466,465
税務職員1人当たりの市税収入額差引A-B	77,881	72,483	79,173	84,582	75,778

(注) 税務職員数は、各年度4月1日現在における職員数である。

税務職員1人当たりの市税収入額は、いずれの年度も中核市平均を上回っている状況にある。

(5) 他の中核市の状況

①平成27年度の決算等

中核市における平成27年度の決算等の状況は、以下のとおりである。なお、平成28年4月1日以降に中核市に移行した八戸市、呉市及び佐世保市については、比較対象外とした。

No.	区分 市名	決算額		⑧/⑤ (%)	対測定取入率			繰越額 (千円)	不納欠損額 (千円)	滞納者数 (人)	徴収税	
		一般会計 収入合計 ③(千円)	市税 収入 ④(千円)		全体 (%)	現年 課税分 (%)	滞納 課税分 (%)				決算額 ⑥(千円)	初年度 ⑦(%)
1	旭川市	139,231,414	32,096,591	23.1	94.65	98.05	26.60	1,507,893	306,054	-	1,096,319	3.2
2	胆振市	157,516,603	39,358,806	25.0	93.04	98.49	16.12	2,317,989	628,952	25,637	1,321,109	3.4
3	青森市	120,347,035	34,488,856	28.7	92.88	98.76	13.00	2,385,232	279,081	14,737	1,104,487	3.2
4	盛岡市	110,755,023	42,266,671	38.2	95.92	98.90	33.54	1,552,399	250,892	21,771	686,616	1.5
5	秋田市	139,188,322	43,606,177	31.3	93.94	98.32	22.22	2,511,233	303,871	11,797	1,102,788	2.5
6	秋山市	172,935,727	46,786,286	27.1	94.40	98.83	20.47	2,598,268	179,622	16,610	1,590,546	3.4
7	いわき市	168,409,310	49,185,003	29.2	94.72	98.52	27.34	2,572,212	196,259	22,928	1,617,950	3.3
8	宇都宮市	198,012,852	91,926,020	46.4	94.61	98.71	24.42	4,412,681	830,691	24,693	2,470,212	2.7
9	前橋市	144,370,325	52,204,966	36.2	98.10	99.35	27.07	3,901,321	111,541	-	1,267,804	2.4
10	高崎市	164,659,461	59,656,912	36.2	95.38	99.10	23.48	2,526,597	361,771	19,804	1,569,322	2.6
11	川崎市	109,599,134	55,871,640	50.7	95.39	98.77	27.76	2,489,860	201,060	17,217	1,114,436	2.0
12	越谷市	98,646,071	47,132,872	47.8	97.15	98.95	36.36	1,296,915	95,462	11,340	1,199,114	2.5
13	船橋市	204,665,080	97,527,093	47.7	95.50	98.77	28.71	4,284,845	318,789	37,603	1,445,129	1.5
14	八王子市	196,178,666	90,416,744	46.1	97.00	99.10	33.00	2,581,746	234,989	19,197	2,274,734	2.5
15	横須賀市	144,787,326	61,243,205	42.3	95.06	98.85	23.52	2,994,029	187,946	14,411	1,686,631	2.8
16	習志野市	172,921,916	71,321,465	41.3	93.91	98.96	17.44	4,422,734	210,647	18,533	1,394,153	2.0
17	金沢市	173,575,194	79,167,507	45.6	94.73	98.36	22.75	4,132,845	320,588	18,114	1,598,256	2.0
18	長野市	162,264,921	58,158,273	35.8	97.28	99.08	32.87	1,397,065	230,030	10,785	1,323,346	2.3
19	岐阜市	160,677,758	65,706,774	40.9	91.99	98.36	20.82	5,111,929	627,617	19,576	1,439,892	2.2
20	岐阜市	122,567,528	63,308,684	51.7	94.00	98.75	19.31	3,523,200	534,440	20,616	1,369,638	2.2
21	岡崎市	123,562,341	66,939,790	54.2	96.57	99.11	26.64	2,215,459	179,222	25,001	1,096,553	1.6
22	豊田市	193,966,431	118,955,406	61.3	98.58	99.61	34.37	1,540,489	175,150	20,715	1,256,485	2.5
23	豊田市	146,608,926	67,004,888	45.7	95.18	98.76	25.07	2,964,944	443,078	25,512	1,505,460	2.2
24	佐賀市	119,246,886	50,008,032	41.9	98.26	99.44	40.13	759,888	132,975	7,341	1,059,263	2.1
25	佐賀市	135,284,688	55,881,988	41.3	97.85	99.47	33.83	1,135,442	113,074	12,745	2,069,692	3.7
26	東大和市	121,174,980	75,078,959	35.4	97.30	99.09	43.93	1,740,095	384,461	15,675	1,442,257	1.9
27	姫路市	215,977,624	95,986,971	44.4	95.33	98.94	24.28	4,319,714	380,292	22,239	1,336,015	1.4
28	姫路市	206,535,275	77,459,503	37.5	94.20	98.66	26.62	4,451,215	326,378	30,504	1,667,205	2.2
29	西宮市	173,458,828	83,460,520	48.1	96.18	99.24	24.23	2,541,912	164,905	13,416	1,193,973	1.4
30	和歌山市	151,585,144	58,118,413	38.3	95.31	99.00	24.01	2,631,689	223,566	15,257	1,434,071	2.5
31	倉敷市	189,397,891	81,924,430	43.3	96.36	99.24	27.70	2,620,503	480,136	14,853	1,607,857	2.0
32	福山市	172,001,356	72,640,026	42.2	97.20	99.26	28.22	1,920,245	169,933	10,801	1,711,652	2.4
33	下関市	125,709,161	33,286,393	26.5	96.18	99.20	20.90	1,207,033	118,109	10,982	1,255,957	3.8
34	高松市	163,439,819	63,439,069	38.8	96.47	99.03	27.87	2,146,890	182,363	16,541	1,254,095	2.0
35	松山市	190,102,320	67,564,563	35.5	96.54	99.18	27.02	2,075,512	344,551	17,725	1,723,003	2.6
36	高知市	156,262,674	44,593,169	28.5	96.05	99.23	24.68	1,739,198	104,169	9,887	1,147,669	2.6
37	久留米市	144,339,631	39,986,918	27.7	96.01	98.86	32.53	1,555,834	116,770	14,396	1,109,229	2.8
38	大分市	214,144,612	55,314,831	25.8	96.58	99.01	35.55	1,832,374	134,560	16,403	1,490,023	2.7
39	大分市	164,817,006	76,397,743	46.4	98.65	99.67	37.40	876,946	189,642	6,534	1,438,777	1.9
40	鹿児島市	162,466,006	52,119,100	32.1	95.53	99.07	28.72	1,801,087	655,576	15,147	1,418,861	2.7
41	鹿児島市	250,510,637	85,524,217	34.1	94.89	98.76	24.12	4,337,904	305,965	25,344	2,380,864	2.8
42	熊本市	134,470,000	43,941,491	32.7	97.43	99.16	38.59	1,090,291	131,689	14,770	1,199,850	2.7
43	熊本市	159,554,429	62,506,308	39.3	95.74	98.59	27.66	2,452,438	275,934	17,798	1,443,923	2.4
44	金沢市との差	14,020,725	16,661,199	6.3	△1.01	△0.03	△4.91	1,680,407	44,654	316	154,333	△0.4

(注) 1. 金沢市以外の欄には、当該項目での最高値及び最低値を示している。
2. 滞納者数については、前橋市及び佐世保市が把握できていないため、43市の平均を算出している。

金沢市は、中核市平均と比較し、一般会計の規模及び市税収入額が大きいことから、繰越額も大きくなっている。また、市税収入率は、平均以下となっている。

②過去5年間の市税収入率等

中核市における過去5年間の市税収入率の推移は、以下のとおりである。

Table showing municipal tax revenue rates for 45 cities in Ishikawa Prefecture from 2013 to 2017. The table is divided into 'Overall' (全体) and 'Current Fiscal Year' (現年課税分) sections, with columns for each year and percentage change.

(注) 1. 金沢市以外の欄は、当該項目での最高値及び最低値を示している。 2. 中核市移行前の場合は、「-」とし比較対象外とした。

金沢市の市税収入率は、平成26年度の現年課税分を除き、中核市の平均を下回っている。

Table showing municipal tax revenue rates for 45 cities in Ishikawa Prefecture from 2013 to 2017. The table is divided into 'Overall' (全体) and 'Current Fiscal Year' (現年課税分) sections, with columns for each year and percentage change.

(注) 1. 人口は平成28年4月1日現在の推計人口である。また、職員数も平成28年4月1日現在の人員である。 2. 金沢市以外の欄は、当該項目での最高値及び最低値を示している。 3. 人口100人当たりの課税者数については、函館市及び前橋市が把握できていないため、48市の平均を算出している。

金沢市は、人口100人当たりの市長部局職員数は0.38人と、中核市で最低値となっているが、税務職員数及び市職員に対する税務職員の割合は、中核市平均を上回っていることから、市税の賦課徴収業務に重点を置いていると言える。

対象	指摘事項等の内容	措置内容(公表日)
固定資産税	<p>【意見】課税客体の把握に関する巡回調査が効率的に実施されているとはいえず、巡回実施実績記録の集積による計画的な実施を工夫する必要がある。</p> <p>【意見】納税義務者を把握するため、法人市民税等の課税資料を活用し、それらとの照合作業を確実に行う必要がある。</p> <p>【意見】納税義務者の把握手段として個人市民税の課税資料等を活用するなど、より効果的な方法を検討する必要がある。</p> <p>【意見】減免における、「金沢市固定資産税および都市計画税減免取扱要綱」において、減免申請書の提出期限に関する条例の制約から申請者を救済できる措置を講ずる必要がある。</p>	<p>平成18年度より、未調査物件の把握を対象とした一斉調査を開始した。巡回実施実績記録の集積には、異動調査で活用する明細図を用い、調査完了区域を記していき、それを次年度担当者に引き継ぎながら、効率的な実施を行うこととした。(平成19年5月11日)</p> <p>平成19年度課税より、法人納税義務者の把握を確実化するため、法人市民税課税データを活用し、償却資産課税データとの照合を電算により行った。併せて、法人に係る支店等設立、設置、転入の届出データの活用も取り入れた。(平成19年5月11日)</p> <p>平成19年度課税より、個人納税義務者の把握のため、市民税課税が有する営業所得及び不動産所得に係るデータを活用した。併せて、税務署が有する減価償却明細の閲覧を行う方法も採用した。(平成19年5月11日)</p> <p>固定資産税の減免申請書を納期限の5日前までに提出することが困難であると認められる場合は、金沢市税賦課徴収条例第11条の2の規定に基づき、納期限を延長することで救済できることとした。なお、減免に関する事務の透明性を高めるため、「金沢市固定資産税および都市計画税減免要綱」に定めていた事項を規則に規定し、平成24年4月1日に施行した。(平成24年5月11日)</p> <p>毎年所有者に送付するパンフレットに、平成18年度より特定付帯設備の取り扱いについて明記した。また、未調査物件の把握を対象とした一斉調査を開始した。(平成19年5月11日)</p>

(6) 平成17年度包括外部監査の措置状況

金沢市においては、平成17年度に「市税の賦課及び徴収に関する事務について」をテーマに、包括外部監査が実施されており、市税をテーマとする包括外部監査は、今回で2回目となる。ただし、軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び都市計画税については、前回監査していないため、今回が初めての監査となる。

平成17年度の監査では、指摘事項が4件、意見が18件であったが、以下のとおり、全て措置済みである。本監査においてはこれらの継続性についても、一部監査することとした。

対象	指摘事項等の内容	措置内容(公表日)
個人市民税	<p>【意見】賦課の網羅性をより確保するため、平成17年度に引き続き平成18年度においても、調査対象を抽出する基準の見直しを行い、対象範囲を拡大した。(平成19年5月11日)</p> <p>【意見】未申告者の調査事務に関する判断基準を明確にするための業務マニュアルの整備が必要である。</p> <p>【指摘事項】未申告者に対する現地調査の結果が書類(調査票)上不明確であり、調査が終了したのかどうか判断できない。調査の経緯を明確に記載すべきである。</p> <p>【意見】調査事務が、単年度毎に完結させる形で行われデータの繰越が無いが、より効率性を高めるためデータの繰越を行う必要がある。</p> <p>【指摘事項】支店法人については課税客体を積極的に捕捉するための方策が特段とられておらず、網羅性の検証が十分とはいえないのでこれを積極的に行うべきである。</p> <p>【意見】中間申告あるいは予定申告の有無を会社毎に把握できるように、また、中間申告あるいは予定申告がなされなかった場合に対応するために、体制を整備する必要がある。</p>	<p>平成18年度に未申告者の調査事務に関する業務マニュアルを作成し、現地調査時における居住の有無や生活状況に関する判断基準を設けるなど統一した判断を行えるようにした。(平成19年5月11日)</p> <p>平成18年度に調査票の様式の見直しを行い、現地調査の結論や調査終了事由等が明確になるようにした。(平成19年5月11日)</p> <p>平成18年度から、税総合オンラインシステムの画面に入力することで、調査に関するデータの繰越しを行うようにした。(平成19年5月11日)</p> <p>平成18年度に給与支払報告書、電話帳、住宅明細図等と課税台帳との照合を行い、調査対象を抽出し、支店法人に該当するかどうかの確認を行った。(平成19年5月11日)</p> <p>平成18年度に中間申告・予定申告の有無を把握するためのプログラムを作成するとともに、月例処理の一環として申告のない法人の抽出、申告納付の指導を行うこととした。(平成19年5月11日)</p>

対象	指摘事項等の内容	措置内容(公表日)
滞納整理	【意見】延滞金の残高管理を行うと同時に、より一層の積極的な徴収を行う必要がある。	平成18年度に既存システムを改良し、確定延滞金の毎月の残高管理を行えるようにした。 また、平成19年度より延滞金の徴収目標を設定するとともに、徴収嘱託員においても確定延滞金の納付奨励を行うことにより、延滞金の積極的徴収を行うこととした。 (平成19年8月13日)
	【意見】延滞金減免に関する事務取扱いに ついて、内規等に添付すべき必要書類を明示する必要がある。	平成18年度に金沢市税延滞金減免取扱要綱第4条にかかき取指針を作成し、申請書に添付すべき必要書類を事由毎に明示した。 (平成19年8月13日)
	【意見】差押情報の登録を適切に行うなど、税システムによる一元管理が可能となるような管理体制の構築が求められる。	平成18年度に滞納管理システムを開発し、平成19年度より、差押情報等の一元管理の体制を整えた。 (平成19年8月13日)
	【意見】差押中で、一定期間が経過したもののについては財産の強制換価や執行停止などのより進んだ処理の検討を積極的に行う必要がある。	差押案件については、経過した期間の長短にかかわらず、事案に応じ、適時、インターネット公売や執行停止等のより積極的な処分を行った。 (平成19年8月13日)
	【意見】滞納者情報の適切な管理は実務上大きな効率性を生み出すと考えられることから、システム変更や補助システムの立ち上げなどを検討する必要がある。	平成18年度に滞納管理システムを開発し、平成19年度より、滞納者情報のより適切な管理を行うこととした。 (平成19年8月13日)

対象	指摘事項等の内容	措置内容(公表日)
滞納整理	【意見】督促状の発送対象及び発送除外となったもののリストをデータ又は帳票として保存する必要がある。	平成18年度より、督促状の発送対象及び発送除外となったものをデータとして保存している。また、督促状発行回議簿に印刷及び発送除外理由書を添付し、保管している。 (平成19年8月13日)
	【指摘事項】「領収書」及び「受託証券受領書」の現物管理について、受払管理簿に基づき適切な管理をすべきである。	平成17年度末より、年度末及び年度内の職員の担当異動時に、受払管理簿に基づき、管理職による確認を徹底した。 (平成19年8月13日)
	【意見】受託証券の管理について、定期的に金融機関との残高照合を行うこと、受託証券返戻時の領収書を管理担当において管理することを励行する必要がある。	平成18年度より手形等の証券の管理については、既存の整理簿のほか、金融機関と調整の上、毎月残高管理を行っている。また、受託証券返戻時の領収書は、管理担当者において管理し、徴収担当者は同領収書のコピーを保管し、内部牽制が効くように改めた。 (平成19年8月13日)
	【指摘事項】滞納案件については、随時その回収可能性を判断し、回収不能と判断した時点で適時に執行停止とすべきである。	これまででも、滞納額500万円以上の案件については、滞納処分審査会で年2回判断しており、500万円未満の滞納案件については、随時その回収可能性を判断し、回収不能と判断した時点で適時に執行停止を行っている。 更に、平成18年度より、小額滞納整理班を設置し、小額滞納者についても積極的に執行停止を行った。 (平成19年8月13日)
	【意見】時効が成立すれば徴収権そのものが消滅するから、時効が成立する前に執行停止あるいは時効中断の判断を積極的に行う必要がある。	平成18年度より、小額滞納整理班を設置する等、徴収体制の強化を図り、時効の成立前に執行停止あるいは時効中断を積極的に行うこととした。 (平成19年8月13日)
	【意見】「分割納付」を認める際のルール の整備が必要である。	平成18年度に分割納付取扱要領を制定し、分割納付を承認できる要件、承認するための条件及び承認する期間などを規定した。 (平成19年8月13日)

第3 外部監査の結果

1 個人市民税

(1) 概要

①個人市民税の概要

個人市民税とは、市内に住所や事務所等がある者に対して課税するものであり、所得金額にかかわらず定額で課税する均等割と、前年の所得金額に応じて課税する所得割がある。

なお、地方税法第41条の規定に基づき、個人市民税の賦課徴収は、個人市民税の賦課徴収に併せて市が一括して行っている。

ア 納税義務者（地方税法第294条及び第318条、条例第18条及び第33条）

納税義務者		納める税
1月1日現在、市内に住所を有する個人		均等割＋所得割
1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家庭敷を有する個人で市内に住所を有しない者		均等割

イ 税率（地方税法第310条及び第314条の3、条例第28条及び第30条の3）

区分	税率
均等割	年額3,500円
所得割	6%

(注) 東日本震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、均等割の税率については、平成26年度から平成35年度までの10年間、防災事業の財源を確保するため、年額500円引き上げられている。

なお、所得割の額は、地方税法第313条及び条例第29条の2の規定に基づき、以下のようにな算出される。

所得割額＝課税標準額（前年中の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除

所得金額	利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得
所得控除額	納税義務者に控除対象配偶者や扶養親族がいるかなど個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めると、所得金額から差し引かれるものがあり、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等がある。
税額控除	二重課税の調整や特定の場合における税負担を軽減するため、一定の要件に該当する場合において、所得割の算定税額から差し引かれるものであり、調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額控除、株式譲渡所得割額控除等がある。

また、退職所得、土地や建物の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る譲渡所得については、他の所得と分離して税額（所得割額）が計算される。

ウ 非課税（地方税法第295条、条例第19条）

非課税とは、地方公共団体の課税が法律上禁止され、当初から課税権を行使することができないものであり、個人市民税に係る非課税の概要は以下のとおりである。

区分	概要
均等割と所得割がともにも非課税とされる者	①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額（注1）が125万円以下の者
均等割が非課税とされる者	均等割のみを課すべき者のうち、前年中の合計所得金額が次の金額以下の者 ・控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合：32万円 ・控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合：32万円×（本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計人数）＋19万円
所得割が非課税とされる者	前年中の総所得金額等（注2）が次の金額以下の者 ・控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合：35万円 ・控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合：35万円×（本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計人数）＋32万円

(注) 1. 合計所得金額とは、総所得金額、分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額（特別控除適用前）、分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額、分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額（特別控除適用後）、退職所得金額（分離課税されるものを除く）の合計金額で、純損失・雑損失の繰越控除等適用前の金額のことである。
2. 総所得金額等とは、合計所得金額から純損失・雑損失の繰越控除等適用後の金額のことである。

均等割と所得割がともにも非課税とされた者の過去5年間の状況は、以下のとおりである。

非課税者 年度	生活保護	障害者	未成年者	寡婦又は寡夫	合計	
					合計	(単位:人)
平成23年度	3,481	3,777	5,306	5,118	17,682	
平成24年度	3,729	3,860	5,432	5,107	18,128	
平成25年度	3,931	4,185	5,534	5,223	18,873	
平成26年度	4,050	4,356	5,828	5,338	19,572	
平成27年度	4,184	4,569	5,739	5,411	19,903	

ii 特別徴収

給与所得者及び公的年金等受給者に対しては、特別徴収により個人市民税を徴収することとなる。特別徴収とは、便宜を有する者に税を徴収させ、徴収した税を納入させる方法のことである。

前年中に給与所得があり、4月1日現在において引き続き給与の支払を受けている者は、原則として特別徴収の方法により個人市民税が徴収されることとなる。

4月1日現在給与等の支払をしている所得税法第183条第1項の規定に基づく源泉徴収義務者が特別徴収義務者として指定され、6月から翌年5月までの12か月間の給与支払の際に、給与から個人市民税を天引きし、翌月の10日までに納税義務者に代わって納入する。納税義務者には、特別徴収義務者を経由して特別徴収税額決定通知書により、税額が通知される。

なお、給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所は、市の承認を受けた場合、徴収した税額を年2回の納期で納入することができる。その場合、6月から11月までの分を12月10日までに、12月から翌年5月までの分を6月10日までに納入しなければならぬ。

65歳以上の公的年金受給者は、年金保険者が公的年金から個人市民税を天引きし、翌月10日までに納税義務者に代わって納入することとなる。

②過去5年間の決算の状況

年度	徴収額		収入額		不納欠損額		還付		収入未済額				
	現年課税分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	滞納繰越分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分			
平成29年度	24,186,481	2,411,272	26,597,753	23,741,117	381,745	24,122,862	1,395	91,993	93,388	5,227	449,196	1,937,534	2,386,730
平成28年度	25,370,637	2,283,741	27,654,378	24,905,518	406,569	25,312,087	1,376	114,277	115,653	5,711	469,454	1,762,895	2,232,949
平成27年度	25,726,405	2,225,669	27,952,074	25,281,167	436,981	25,719,148	521	140,112	140,633	5,590	450,307	1,648,576	2,098,983
平成26年度	26,120,066	2,089,808	28,209,874	25,732,613	439,638	26,172,251	281	112,717	112,998	5,259	392,431	1,537,453	1,929,884
平成27年度	26,592,949	1,925,573	28,518,527	26,191,319	428,343	26,619,662	765	100,570	101,335	4,909	405,774	1,396,965	1,802,739

③課税事務の流れ

受理した申告書や給与支払報告書等課税資料を基に、個人に係る各所得の合算処理を行い、賦課税額を決定し、納税通知書や特別徴収税額決定通知書等を発送するまでの一連の事務を、当初課税事務といひ、当初課税事務以外にも、世帯外扶養調査や法定資料調査等の月例事務処理が行われている。以下は、当初課税事務の主なフローである。

ア 普通徴収の事務フロー

作業種名	実施時期	作業概要
申告書受付	2月～4月	申告書等の課税資料を受け付け、内容のチェック及び整理を行う。

エ 申告（地方税法第317条の2、条例第32条の2）

市内に住所を有する個人は、原則として3月15日までに市に申告しなければならない。ただし、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者及び前年中の合計所得金額が均等割額について非課税となる範囲に含まれる者については、申告書の提出は不要とされている。

また、前年分の所得税について確定申告書を提出した場合に、個人市民税についても申告書を提出されたものとみなされるため、改めて申告書を提出する必要はない。

なお、金沢市では、平成22年12月からeLTAXが導入され、インターネットを利用した電子申告が可能となっている。eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して行うシステムのことである。

平成26年1月から、国税において給与及び年金等に係る源泉徴収票をe-TAX又は光ディスク等により提出義務のある者については、地方税法第317条の6の規定に基づき、給与支払報告書等の電子媒体での提出が義務付けられたことから、金沢市においても個人市民税の電子申告件数が年々増加している。

個人市民税の電子申告件数の推移

区分	年度				(単位：件)	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成27年度
給報個人別 明細書	電子(A)	46,993	56,181	91,001	100,941	110,564
	全件(B)	295,425	298,009	303,321	307,136	312,274
年金報個人 別明細書	電子(A)	133,180	136,146	173,533	177,287	181,491
	全件(B)	—	—	177,168	179,875	184,127
	(A)/(B)	—	—	97.9%	98.6%	98.6%

(注)平成23年度及び平成24年度における年金報個人別明細書の全件数については不明。

オ 徴収等（地方税法第319条、条例第33条の2）

i 普通徴収

給与所得者以外の納税義務者に対しては、普通徴収により個人市民税を徴収することとなる。普通徴収とは、納税通知書を納税義務者に交付することにより、徴収する方法のことであり、条例第34条の規定に基づき、納期は以下のとおり年4回とされている。

区分	納期
第1期	6月10日から同月30日まで
第2期	8月1日から同月31日まで
第3期	10月1日から同月31日まで
第4期	翌年1月1日から同月31日まで

作業種名	実施時期	作業概要
資料整理	2月～4月	課税資料のスキヤナによる取込み（イメージビューアによる画像ファイイル化、付番処理）を行う。 課税資料をデータファイイル化するため、外部業者へベンチ作業を委託する。
システム処理	2月～4月	上記資料を課税システム（KOSMIC）に取り込み、システムによるエラー処理を行う。 ・アンマツチ処理 データファイイル化された課税資料について、カナ氏名や生年月日を基に住民票と突き合わせを行うが、個人特定できなかつた場合はリストが抽出される。リストに掲載された者について、資料原本や確定申告書データ等を照合し、個人の特定を再度行う。
税額チェック	5月	・随時チェックリスト処理 課税資料を基に作成されたパンチデータがリスト表示される。パンチデータの内容が正しいか課税資料を基に確認する。 ・合算処理チェック 合算処理とは、作成された資料データから、各納税者の賦課データを作成するシステム上の自動処理のことをいう。合算処理の結果、エラーが生じた場合はそのリストが作成され、内容を確認する。
税額チェック	5月	入力されている所得税額と、所得、控除等から計算した所得税額を比較し、差が生じている者を対象に、その原因を探り、税額が正しいかチェックする。
賦課額の決定	6月	
納税通知書の発送	6月	

イ 給与及び年金の特別徴収の事務フロー

作業種名	実施時期	作業概要
総括表の送付	11月	事業所に対して、給与支払報告書に係る総括表を送付する。
給与支払報告書の受付	1月～2月	総括表及び給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受け付け、内容のチェック及び整理を行う。

作業種名	実施時期	作業概要
資料整理	1月～2月	課税資料のスキヤナによる取込み（イメージビューアによる画像ファイイル化、付番処理）を行う。 課税資料をデータファイイル化するため、外部業者へベンチ作業を委託する。
システム処理	1月～4月	上記資料を課税システム（KOSMIC）に取り込み、システムによるエラー処理を行う。 処理内容は普通徴収と同様である。
税額チェック	5月	入力されている所得税額と、所得、控除等から計算した所得税額を比較し、差が生じている者を対象に、その原因を探り、税額が正しいかチェックする。
賦課額の決定	5月～6月	
特別徴収税額決定通知書の発送	5月～6月	

④ 減免制度

個人市民税は、条例第36条及び施行規則第6条の3において、減免制度が規定されており、減免を受けようとする者は、納期限までに減免申請書を提出しなければならない。
減免申請書の提出のあつた日以後に納期が到来する分の税額が減免されることとなる。

ア 減免の概要

減回事由	減免額
生活保護法の規定による保護を受ける者	全額
学生及び生徒のうち勤労学生で、市民税の納付が著しく困難であると認められる者	全額
生活保護法の規定による保護を受けている者と同程度の実情にあると認められる者	全額
納税義務者の相続人（納税義務者が災害により死亡）で、承継した市民税の納付が著しく困難であると認められる者	全額
納税義務者の相続人（納税義務者が災害以外の事由により死亡）で、承継した市民税の納付が著しく困難であると認められる者	被相続人の前年の合計所得金額に応じ、10分の5から全額
納税義務者が災害により障害者となった者で、市民税の納付が著しく困難と認められる者	10分の9
災害により、自ら又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が所有し、かつ、居住の用に供している家屋又は家財について、多額の損失を受けた者で、市民税の納付が著しく困難であると認められる者	前年の合計所得金額や家屋又は家財の損失割合に応じ、10分の2から全額

減免事由		減免額
失業、廃業等により当該年の所得の見積額が前年の所得に比べ減少したことにより、生活に困窮する者で、市民税の納付が著しく困難であると認められるもの	前年の合計所得金額や当該年の所得見積額の減少割合に応じ、10分の2から全額	
その他市長が特に必要があると認める者	市長が必要があると認める額	

イ 減免実績

(単位:件又は円)

年度	項目	減免事由				合計
		生活保護	勤労学生	災害	失業・廃業	
平成23年度	減免件数	4	2	1	7	14
	減免額	203,500	9,000	4,500	650,200	867,200
平成24年度	減免件数	7	0	0	0	7
	減免額	255,500	-	-	-	255,500
平成25年度	減免件数	21	0	0	0	21
	減免額	773,800	-	-	-	773,800
平成26年度	減免件数	6	0	0	0	6
	減免額	327,200	-	-	-	327,200
平成27年度	減免件数	20	0	0	0	20
	減免額	558,100	-	-	-	558,100

ii 給与支払報告書の提出依頼、督促文書の発送
当初課税事務において総括表を送付した事業所のうち、未提出となっている事業所をまとめた督促リストを作成する。
また、未課税対象者一覧表から、給与支払報告書未提出のために賦課漏れとなっている者を抽出し、給与支払報告書を作成する。

督促リストにより抽出した事業所及び未課税対象者のいる事業所の給与支払報告書提出状況を確認し、督促文書を送付する。

期限が過ぎても提出のない事業所には、電話により給与支払報告書の提出を促す。

イ 未課税者調査

申告書及び給与支払報告書の提出期限後、調査対象者を抽出し、調査票を作成した上で、調査を行う。調査終了後、復命書を作成する。

平成27年度における未課税者調査の日程については、以下のとおりである。

8月24日	申告書及び給与支払報告書未提出事業者への督促文書発送
9月4日	申告書及び給与支払報告書提出期限
9月11日	調査対象者の抽出、調査票の作成
9月下旬～10月上旬	調査実施
12月	調査実施後、架電や申告書送付等の追加調査を行う 調査終了、復命

過去5年間の未課税者調査の実施状況については、以下のとおりである。

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
未課税対象者数(人)	7,080	6,832	6,523	6,041	6,109
調査対象者数③(人)	698	708	605	473	340
申告書提出件数④(件)	193	207	163	118	88
調査による効果⑤/④(%)	27.7	29.2	26.9	24.9	25.9
課税額合計(千円)	7,585	7,250	8,972	5,533	5,044

(2) 監査手続

①個人市民税の課税事務について、市民税課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。

②課税システムの処理内容やそのチェック体制が適切であるか確認することにより、個人市民税に係る課税事務の正確性について検証した。

ウ 減免に係る事務の流れ

納税義務者から提出された減免申請書を受け付け、減免の要件を満たすか審査する。要件を満たした場合は、減免決定となり、申請者に対して減免決定通知書を送付する。

⑤未課税者への対応

金沢市では、入力された課税資料のデータを基に、以下のとおり未課税者の調査を行っている。

ア 未課税者への申告書発送及び給与支払報告書未提出事業者への督促

i 未課税対象者一覧表の作成
課税システムにより、調査対象とする未課税対象者一覧表を作成する。対象とするのは、23歳以上59歳以下の未課税者であるが、外国人及び住所未登録者、1月1日以降の死亡・転出・出国者のほか、福祉施設等入所者、無職、被扶養者、障害者及び生活保護受給者等は対象外としている。

未課税対象者一覧表の中から、再度、前年の賦課状況等を踏まえ、実際の調査対象者を抽出し、申告書を送付する。

申告書未提出者に対しては、最終的に現地調査を行い、状況の確認をすることとしており、担当者は、調査結果を調査票に記載し、復命している。
調査票を数件抽出し、閲覧した結果は、以下のとおりである。

内訳	件数
課税処理	7件
非課税見込	2件
他市町村課税	1件
居住不明	3件
継続調査	8件
合 計	21件

継続調査となった案件には、本人とは対面できなかつたが、居住の有無、居住及び車両等の資産状況を現地で確認し、3回の申告書送付にもかかわらず、未提出の状況が続いたため、所得の有無等についての判断はできず、次年度以降も調査を継続する必要があるとして、一旦調査を終了したもののほか、以前から調査をしているが、平成27年度の調査においても、面談不可、申告書未提出のため、継続調査として当該年度の調査を終了したものがあった。
未課税者調査を行う際、調査対象者への申告書の送付や調査の実施方法など、その多くは担当者の判断に委ねられている。

調査の結果、調査対象者に対し課税に関する結論が得られなかつた場合には継続調査として報告されるが、継続調査の対象となつた未申告者について、その後フォロー調査を実施しているわけではなく、翌年度以降に、新たな担当者が調査を行うことになる。

未課税者調査の目的は、賦課期日現在、市内に住所があるにもかかわらず、申告書や給与支払報告書等の課税資料が提出されなかつたために未課税となっている者や、当該課税資料の内容について調査が必要となる者について、現地に赴き、本人又は家族等との面談、不在の場合には居住環境から生活状況や資産状況等の実態を調査し、公正で適切な課税を行うことである。
税負担の公平性を確保する観点から、長期にわたつて、継続調査となつている案件については、重点的かつきめ細かに現地調査を実施する必要がある。

【意見】

未課税者調査の結果、長期にわたつて継続調査となっている案件については、重点的かつきめ細かに現地調査を実施する必要がある。

④特別徴収義務者の捕捉について
給与所得者からの個人市民税の徴収については、地方税法第321条の3において、原則、特別徴収によることが定められており、給与の支払者で、所得税法における所得税の源泉徴収義務者は、特別徴収義務者として指定され、給与所得者から税を徴収しなければならない。
また、公的年金等に係る所得についても、平成21年10月から特別徴収が開始されており、年金保険者による公的年金からの特別徴収が行われている。
金沢市においては、以下のとおり、特別徴収による納税義務者の割合が増加傾向にある。

③個人市民税の減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④未課税者への対応が効果的に行われているか検証した。

⑤給与の特別徴収について、特別徴収義務者の捕捉のための手続が効果的に行われているか検証した。

⑥家庭数課税について、課税状況が適切であるか検証した。

閲覧資料：市税概要、当初課税マニュアル、給与支払報告書総括表、市民税申告書、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書、市県民税の税額変更に関する調べ、減免申請書、決裁向書、未課税者調査マニュアル、市県民税調査復命書、市県民税・現地調査報告、市県民税所得・現況調査票 等

(3) 監査結果

①課税事務の正確性について

個人市民税については、正確かつ適正な課税を行うため、その事務の内容を詳細に記載した課税マニュアルが整備されており、新任職員でも正確に事務を行うことができる体制が整っていた。また、システムにより算出された税額についても、複数の職員によるダブルチェックを行っており、提出された申告書と課税資料、課税システムの内容を確認したが、いずれも適正に処理されており、問題点は検出されなかつた。

②減免について

平成27年度の個人市民税の減免実績全20件について、申請から承認までの関連資料を確認したが、いずれも適正に行われており、問題点は検出されなかつた。

③未課税者への対応について

未課税者には、申告書の発送のほか、現地調査を行っているが、それらを実施するに当たつて、課税システムに無職として登録されている場合は、調査対象外とされている。

無職かどうかは、本人からの申告等によりシステム登録され、一旦登録されると、給与支払報告書の提出又は本人の再申告がない限り、無職としての登録が自動継続されることとなるが、近年、多様な働き方が普及していることを踏まえ、実態を正確に把握していない可能性がある。

申告書の提出がなく長期にわたり、無職として登録されている場合は、年齢等も考慮した上で、必要に応じて現地調査の対象とする必要がある。

【意見】

未課税者の実態を正確に把握するため、長期にわたり課税システムに無職として登録されている者については、年齢等も考慮した上で、必要に応じて現地調査の対象とする必要がある。

過去5年間の個人市民税納税義務者数等の推移 (単位:人)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
普通徴収		68,612	68,534	67,407	59,357	57,862
給与からの特別徴収 ④		128,597	129,122	130,909	137,178	140,538
年金からの特別徴収 ⑤		25,487	26,211	27,177	29,979	29,654
合 計⑥		222,696	223,867	225,493	226,514	228,054
特別徴収による納税義務者の割合 (④+⑤)/⑥		69.2%	69.4%	70.1%	73.8%	74.6%
特別徴収義務者数		13,536	13,939	14,333	14,338	14,216

特別徴収義務者である事業者の従業員数別事業所数を見ると、従業員数が101人以上の事業者については9割を超える事業者が、11人以上100人以下の事業者については7割を超える事業者が特別徴収を実施しているが、10人以下の事業者については4割という状況となっている。地方税法では、従業員数にかかわらず、所得税法における源泉徴収義務者(常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は除く。)となっている事業者は、特別徴収義務者として指定され、個人市民税の特別徴収が義務付けられているが、金沢市では、全体の5割を超える事業者が特別徴収を実施していないことになる。

平成27年度従業員数別事業所数 (単位:件)

従業員数	特別徴収事業所数	普通徴収事業所数	合 計	特別徴収事業所割合
～10人	12,199	17,848	30,047	40.6%
11人～100人	2,350	724	3,074	76.4%
101人～	174	12	186	93.5%
合 計	14,723	18,584	33,307	44.2%

平成27年度の現年課税分を見ても、特別徴収は収入率が極めて高く、収入率の向上及び市税収入の確保という点では非常に有用であることが分かる。

平成27年度個人市民税(現年課税分)の収入状況 (単位:千円)

徴収方法	課税額		収入額		翌年度繰越額	
	金額	調定比	金額	調定比	金額	調定比
普通徴収	6,539,395	94.1%	6,151,331	94.1%	389,088	5.9%
給与からの特別徴収	18,894,039	99.9%	18,878,694	99.9%	16,686	0.1%
年金からの特別徴収	1,159,515	100.2%	1,161,294	100.2%	—	—
合 計	26,592,949	98.5%	26,191,319	98.5%	405,774	1.5%

(注) 年金からの特別徴収における収入額には、還付未済額1,779千円を含む。

金沢市では、特別徴収を申し出た事業者に対し、特別徴収のしおりを渡しているが、石川県において特別徴収推進の具体的な取組がなされていないことを理由に、積極的な取組を実施していない。

全国的にも特別徴収実施率は高まっており、金沢市は、平成26年度まで全国平均を上回っていたが、平成27年度は全国平均をわずかに下回る結果となった。

項目	給与所得者数④	給与所得者のうち特別徴収給与所得者数⑤	実施率 ⑤/④ (注1)	(参考) 全国平均 (注2)
平成23年度	173,637	133,803	77.1%	71.9%
平成24年度	174,618	134,510	77.0%	72.8%
平成25年度	175,466	136,311	77.7%	73.8%
平成26年度	175,986	138,055	78.4%	76.0%
平成27年度	178,839	140,614	78.6%	79.0%

(注) 1. ④及び⑤の人数については、各年度7月1日現在である。
2. 全国平均の特別徴収実施率は「総務省 市町村税課税状況等の調査」により算出している。

平成19年度に実施された所得税から住民税への税源移譲を契機に、収入率の向上や安定した税収確保のため、特別徴収の適正実施に向けた取組を行う自治体が増加している。平成26年8月には、47都道府県及び20政令指定都市で構成する全国地方税務協議会において「個人住民税特別徴収推進宣言」が採択された。

平成27年度決算において、個人市民税は、市税全体に占める割合が、固定資産税に次いで高く、約34%となっている。より安定した税収確保のため、新たに開業した事業者や、普通徴収を行っている事業者に対して特別徴収への切替えを積極的に呼びかけるなど、特別徴収の推進に向けた取組を強化する必要がある。

【意見】
より安定した税収を確保するため、普通徴収を行っている事業者に対して特別徴収への切替えを積極的に呼びかけるなど、特別徴収の推進に向けた取組を強化する必要がある。

⑤家屋敷課税について
家屋敷課税の対象者は、市外に住民登録があるが、単身赴任等のため市内に居住のための家屋敷を有している者や、市内に別荘、マンション等を有している者であり、市内に家屋敷を有することにより、防災や清掃等の行政サービスの受けを受けていることを理由とし、均等割のみを課税するものである。
過去5年間の家屋敷課税の状況については、以下のとおりである。

(単位：件又は円)

項目 年度	調定額		収入額	
	件数	金額	件数	金額
平成23年度	1	3,000	1	3,000
平成24年度	1	3,000	1	3,000
平成25年度	1	3,000	1	3,000
平成26年度	0	—	0	—
平成27年度	0	—	0	—

総務省の平成27年度個人の市町村民税の納税義務者等に関する調によると、中核市及び県内市における家屋敷課税の状況は、以下のとおりである。なお、平成28年4月1日以降に中核市に移行した八戸市、呉市及び佐世保市については、記載を省略する。

(単位：人又は千円)

区分	納税義務者数	収入額
函館市	0	—
旭川市	340	1,190
青森市	138	483
盛岡市	0	—
秋田市	0	—
郡山市	329	1,152
いわき市	0	—
宇都宮市	19	67
前橋市	0	—
高崎市	0	—
川越市	57	200
越谷市	98	343
船橋市	229	802
柏市	389	1,362
八王子市	21	63
横須賀市	367	1,285
富山市	77	270
金沢市	0	—
長野市	233	816
岐阜市	145	508
豊橋市	0	—
岡崎市	0	—
豊田市	1	4
大津市	67	235

区分	納税義務者数	収入額
豊中市	478	1,673
高槻市	203	711
枚方市	227	795
東大阪市	875	3,063
姫路市	174	609
尼崎市	594	2,079
西宮市	350	1,225
奈良市	230	805
和歌山市	162	567
倉敷市	0	—
福山市	271	948
下関市	182	637
高松市	11	39
松山市	2	7
高知市	2	7
久留米市	109	382
長崎市	2	7
大分市	0	—
宮崎市	0	—
鹿児島市	475	1,663
那覇市	220	770

(単位：人又は千円)

区分	納税義務者数	収入額
七尾市	266	931
小松市	15	53
輪島市	1	4
珠洲市	0	—
加賀市	0	—
羽咋市	11	39
かほく市	7	25
白山市	0	—
能美市	0	—
野々市市	0	—

家屋敷課税は、地方税法第294条第1項第2号及び条例第18条第1項第2号に規定されており、公平かつ適正な税負担が当然に求められるものであるが、その対象を全て把握することは非常に難しいと言われている。

2 法人市民税

(1) 概要

①法人市民税の概要

法人市民税とは、市内に事務所や事業所等がある法人に対して課税するものであり、市内の事業所の従業員数及び資本金等の額から算出する均等割と、国税である法人税の額に基づき算出する法人税割がある。

ア 納税義務者 (地方税法第294条、条例第18条)

納税義務者	納める税
市内に事務所又は事業所を有する法人	均等割+法人税割
市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの	均等割
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	法人税割

イ 税率 (地方税法第312条及び第314条の4、条例第29条及び第30条の4)

i 均等割

資本金等の額(注1)	従業員数の合計(注2)	
	50人以下のもの	50人を超えるもの
50億円を超える法人	41万円	300万円
10億円を超え50億円以下の法人	41万円	175万円
1億円を超え10億円以下の法人	16万円	40万円
1,000万円を超え1億円以下の法人	13万円	15万円
1,000万円以下の法人	5万円	12万円
上記以外の法人	5万円	

(注) 1. 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から「期末現在の資本金等の額」が「期末現在の資本金及び資本準備金の合算額」を下回る場合は、「期末現在の資本金及び資本準備金の合算額」が「資本金等の額」になった。

2. 従業員数の合計は、市内の事務所、事業所、寮等の従業員数の合計である。

ii 法人税割

課税標準となる法人税額に、以下の税率を乗じて算出する。

区分	税率
平成26年9月30日までに開始する事業年度	14.7%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度	12.1%

ウ 非課税 (地方税法第296条)

一部の公共法人のほか、収益事業を行わない社会福祉法人、宗教法人及び学校法人等は、地方税法により、法人市民税が非課税とされている。

家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に設けられた住宅で、常に居住しうる状態にあるものであれば足り、居住の有無及び当該住宅が自己の所有に係るものか否かを問わないとされている。

他の中核市や県内他市の状況を見ても、金沢市と同様に、家屋敷課税の実績がない自治体も見受けられるが、家屋敷課税は、税額も小さく、対象を全て把握することが困難であるため、費用対効果を考慮してのことと考えられる。

金沢市においては、平成26年度以降、家屋敷課税の実績はないが、対象を把握するための調査は行われていない。

家屋敷の所有者、事実上の支配権を誰が有するか等の事実関係を調査するには、時間と労力を非常に要すると考えられることから、まずは、対象者からの申告を促すため、ホームページや市税のしおり等において、十分に制度を周知するとともに、他の中核市等の事例を参考に、効率的な対象者の把握方法について検討する必要がある。

【意見】

家屋敷課税については、対象者からの申告を促すため、ホームページや市税のしおり等において、十分に制度を周知するとともに、効率的な対象者の把握方法について検討する必要がある。

③課税事務の流れ

法人により事業年度が異なることから、法人市民税の課税事務は月単位を基本としており、その概要は以下のとおりである。

作業種名	実施時期	作業概要
調定	上旬	前月中に申告期限(決算日の翌日から2か月以内)が到来した法人の申告書を入力し、調定する。
更正・決定	中旬	地方税法第63条の規定に基づく通知、更正の請求等により税額を更正・決定する。
↓		
更正・決定通知の送付		金沢税務署で、法人の異動の内容を調査する。
↓		法人の名称、所在地変更や新規法人のデータをシステムに入力する。
法人の異動等入力		
予定申告書・確定申告書発送	下旬	翌月に申告期限が到来する法人に申告書を送付する。予定申告書は、市内に本店がある法人について、金沢県税事務所と突き合わせを行い、合同で発送する。

④減免制度

法人市民税は、条例第36条及び施行規則第6条の3において、減免制度が規定されており、減免を受けようとする収益事業を行わない以下の法人は、均等割申告書に併せて減免申請書を提出しなければならない。

ア 減免の概要

減免の概要	減免額
法人又は団体 公益社団法人、公益財団法人 特定非営利活動法人 認可地縁団体	均等割額50,000円を限度

エ 申告(地方税法第321条の8、条例第35条の7)

納税義務者は、事業年度ごとに、中間申告と確定申告をしなければならない。
中間申告には、予定申告と仮決算による中間申告があり、どちらか一方をしなければならぬ。予定申告とは、前期の申告実績額を基礎として申告するものであり、仮決算による中間申告とは、事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして申告するものである。

オ 徴収等(地方税法第321条の8、条例第35条の7)

納税義務者は、以下のとおり、申告納付しなければならない。
申告納付とは、納税義務者がその納付すべき税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税額を納付することである。

申告の区分	申告・納付期限	法人税割	均等割
中間申告	予定申告	前事業年度の法人税割額の1/2又は4.7/12(注)	
	中間申告	その事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	均等割額(年額)の1/2
確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内	法人税額を課税標準として計算した法人税割額	均等割額(年額)から中間申告納付額を差し引いた額

(注)平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の法人税割額は、税制改正に伴う経過措置により1/2から4.7/12に軽減されていたが、当該経過措置は、平成27年9月30日をもって既に終了している。

なお、公共法人、公益法人、協同組合、事業年度が6か月以下の法人、前事業年度の確定法人税額が20万円以下の法人及び市内に寮等のみがある法人等は、中間申告を行う必要はない。

②過去5年間の決算の状況

項目	課税額		収入額		不納欠損額		還付		収入未済額				
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分		
平成29年度	8,800,562	110,011	8,910,573	8,806,604	20,156	8,826,760	42	13,376	13,418	36,500	30,416	76,479	106,895
平成28年度	9,127,248	106,697	9,233,945	9,120,368	23,163	9,143,531	130	11,780	11,910	36,828	43,578	71,754	115,332
平成27年度	9,376,358	115,247	9,491,605	9,392,002	31,683	9,423,685	249	11,422	11,671	41,908	26,015	72,142	98,157
平成26年度	10,230,857	97,537	10,328,394	10,228,555	26,710	10,255,265	-	8,300	8,300	54,682	56,984	62,527	119,511
平成25年度	9,825,286	119,396	9,944,682	9,848,347	18,956	9,867,303	33	10,212	10,245	40,968	17,874	90,198	108,072

(単位：千円)

イ 減免実績

(単位：件又は円)

年度	項目	対象法人				合計
		公益社団法人 公益財団法人	特定非営利 活動法人	認可地縁団体		
平成23年度	減免件数	41	118	138	297	
	減免額	2,037,500	5,395,300	6,691,200	14,124,000	
平成24年度	減免件数	44	127	142	313	
	減免額	2,149,900	5,849,300	6,983,200	14,982,400	
平成25年度	減免件数	62	110	158	330	
	減免額	3,045,700	5,153,700	7,424,400	15,623,800	
平成26年度	減免件数	81	119	172	372	
	減免額	3,945,800	5,666,200	8,178,600	17,790,600	
平成27年度	減免件数	81	111	176	368	
	減免額	4,050,000	5,383,100	8,708,200	18,141,300	

ウ 減免に係る事務の流れ

納税義務者から提出された減免申請書を受け付け、減免の要件を満たすか審査する。要件を満たした場合は、減免決定となり、申請者に対して減免決定通知書を送付する。

⑤未申告法人への対応

市内の法人の異動情報については、金沢税務署で把握されているため、市の担当者は金沢税務署へ赴き、法人の新設等の異動情報を確認している。

また、地方税法第63条第4項の規定に基づく石川県からの通知（以下「法63条通知」という。）により、国税の申告が行われている法人を把握し、法人市民税の申告の有無を確認している。

全法人のうち申告義務がある法人に対しては、申告期限が到来する前月に申告書を送付している。

地方税法

(法人税に関する書類の供覧等)

第63条 道府県知事が法人の道府県民税の賦課徴収について、政府に対し、法人税の納税義務者が政府に提出した申告書、連結子法人が政府に提出した法人税法第81条の25に規定する書類又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 政府は、法人税に係る更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る所得及び連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。第65条第2項において同じ。）の金額並びに法人税額及び連結法人税額を当該更正若しくは決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日又は連結法人税額の課税標準の算定期

間の末日における当該法人（当該法人が連結親法人（連結申告法人に限る。以下この項において同じ。）の場合にあつては、当該連結親法人及び当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人）の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所）所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を関係道府県知事に通知しなければならない。

4 前二項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

(2) 監査手続

①法人市民税の課税事務について、市民税課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。

②法人市民税申告書を無作為に数件抽出し、申告書に記載されている数値と関連書類との突き合わせを行うことにより、法人市民税に係る課税事務の正確性について検証した。

③法人市民税の減免について、無作為に数件抽出し、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④未申告法人への対応が効果的に行われているか検証した。

閲覧資料：税概要、法人市民税対象者リスト、法人市民税申告書、法人設立届、法人異動届、給与支払報告書総括表、法63条通知、予定申告・中間申告の未申告法人一覧表、石川県内のNPO法人一覧、法人市民税減免申請書、法人定款、法人現在事項証明書等

(3) 監査結果

①課税事務の正確性について

ア 法人税割

法人税申告書10件を無作為に抽出し、申告書に記載された法人税額と、金沢税務事務所からの法63条通知が一致していることを確認したが、いずれも一致しており、問題点は検出されなかった。

イ 均等割

法人市民税申告書に記載された資本金等及び従業員数に対して、均等割額が正しく記載されていない場合は、システムがエラー表示するが、法人の登録情報と異なる資本金等の額が記載されている場合は、エラー表示されないため、その申告内容で受理される可能性がある。抽出した10件について、資本金等の額の正確性を検証するため、法人異動届との突き合わせを試みたが、10件とも近年、異動届の提出はなく、正確性を検証することはできなかった。

しかし、そもそもNPO法人は小規模な法人が多く、その活動内容を自治体が正確に把握できていない例があると言われており、市民税課においても、その点は認識しているとのことであった。

そこで、NPO法人の所轄庁である石川県がホームページで公開しているNPO法人リストのうち、金沢市内に主たる事務所を有する法人と、市民税課の法人市民税用のリストで把握しているNPO法人を照合し、市内のNPO法人が正確に把握されているかを検証した。

その結果、現在の情報把握の方法で把握されていない法人が5法人あった。県のNPO法人リストは、県のホームページから容易に入手できる資料であり、そのリストとの比較で、市が把握できていないNPO法人が複数存在したことは、情報把握の手法に課題があると言える。

今後は、県のリストを活用するなど、定期的な情報把握に努めるとともに、県の協力も得ながら、未申告のNPO法人に対しては、税制度を積極的に周知する必要がある。

【意見】
特定非営利活動法人の正確な情報把握に努めるとともに、未申告の法人に対しては、税制度を積極的に周知する必要がある。

④未申告法人への対応について
 法人市民税用の法人リストに記載された法人数等は、以下のとおりである。

法人リストに掲載された法人数	16,560 法人 (100.0%)
うち、申告があった法人数	15,952 法人 (96.3%)
発送した申告書が宛名人不明で返送された法人数	53 法人 (0.3%)
差引、未申告の可能性がある法人数	555 法人 (3.4%)

この555法人全てが申告義務を怠っている訳ではなく、休業している法人も存在すると思われるが、これらの法人に対して、電話催告、申告書の再送及び現地調査等は行っておらず、実態を正確に把握しているとは言えない状況にあった。

市では、平成17年度の方策が特段とられ、支店法人については課税客体を積極的に捕捉するための方策が特段とられ、網羅性の検証が十分とはいえないのでこれを積極的に行うべきである。」との指摘を受け、平成18年度から20年度までは、給与支払報告書、電話帳、住宅明細図等と課税台帳との照合作業を行うなど、積極的な捕捉を行った。その結果、約80件もの未申告法人等から申告がなされたが、平成21年度以降は照合作業を行っていない。以下は、近年、「市税」をテーマとして包括外部監査が行われた中核市の未申告法人への対応状況である。

(単位：円)

No.	資本金等の金額	従業者数の記載人数	均等割の金額
1	3,500,000	2人	50,000
2	72,710,000	14人	130,000
3	10,000,000	45人	50,000
4	3,000,000	記載なし	50,000
5	3,000,000	1人	50,000
6	100,000	記載なし	33,300
7	3,000,000	1人	50,000
8	10,000,000	記載なし	50,000
9	10,000,000	4人	50,000
10	3,000,000	記載なし	50,000

10件中4件で、従業者数の記載がなかった。資本金等の金額が正しく、従業者数が50人以下であれば、均等割の金額は正しいことになるが、従業者数を確認する資料が添付されていなかったため、その確認をすることはできなかった。

均等割については、資本金等と従業者数の規模に応じて税額が異なることになるが、現状では申告された両数値の正確性は検証されているとは言えない。

資本金等については、前年申告との比較が最も簡素であり効果的と考えられるが、手作業では、膨大な労力と時間を要するため、システム等で対応することが効果的と考える。また、従業者数については、50人前後の法人に限定し、給与支払報告書に記載されている従業者数を参考情報として活用するなど、申告内容の正確性を検証する必要がある。

【意見】
法人市民税の均等割については、前年の申告内容や給与支払報告書の情報を参考に、申告内容の正確性を検証する必要がある。

②公益法人及び認可地縁団体に係る減免について
 公益法人及び認可地縁団体は、申請することにより、均等割が減免される。

平成27年度の減免実績から、公益法人20件、認可地縁団体5件を無作為に抽出し、申請から承認までの関連資料を確認したが、いずれも適正に行われており、問題点は検出されなかった。

③特定非営利活動法人の把握と減免について
 特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)は、収益事業を行っていない場合、申請することにより、均等割が減免される。

平成27年度の減免実績から、NPO法人20件を無作為に抽出し、申請から承認までの関連資料を確認したが、いずれも適正に行われており、問題点は検出されなかった。

3 固定資産税及び都市計画税

(1) 概要

① 固定資産税及び都市計画税の概要

固定資産税とは、1月1日現在の固定資産の所有者に対して課税するものであり、その資産の価格を基に税額を算定する。
 固定資産とは、土地(田、畑、宅地、池沼、山林、原野等)、家屋(住家、店舗、工場、倉庫等)及び償却資産(土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産)の総称である。
 また、都市計画税とは、都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税するものであり、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。その税額は、固定資産の価格を基に算定され、固定資産税と併せて賦課徴収されるため、本項では、固定資産税と都市計画税について記載する。

ア 納税義務者(地方税法第343条及び第702条、条例第39条及び第118条)

区分	納税義務者	
	固定資産税	土地、家屋
都市計画税	償却資産	1月1日現在、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者
		上記のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋を所有している者

イ 税率(地方税法第350条第1項及び第702条の4、条例第44条及び第118条の2)

区分	税率
固定資産税	課税標準額の1.4%
都市計画税	課税標準額の0.3%

課税標準額とは、固定資産税及び都市計画税を課税する基礎となる額であり、固定資産の評価額に応じて決められる額である。

課税標準額及び税額の特例としては、住宅用地に係る課税標準額の減額や、新築家屋に係る一定期間の固定資産税の減額等がある。

なお、条例第45条の規定に基づき、同一人が市内に所有する資産の課税標準額の合計が、土地については30万円、家屋については20万円、償却資産については150万円に満たない場合は、課税されない。

ウ 非課税及び課税免除(地方税法第348条及び第702条の2等)

固定資産税の非課税の対象となるのは、所有者の性格による人的非課税と、固定資産の性格や用途による物的非課税がある。人的非課税となるのは、国や県、市が所有する固定資産であり、物的非課税となるのは、宗教法人や学校法人、社会福祉法人が本来の用に供する固定資産等がある。

人的非課税及び物的非課税の資産別内訳は、以下のとおりである。

自治体名	監査年度	税務署での 登記簿調査	法63条通知	申告書の再送 催告状の送付	現地調査の 実施	対応マニ ユアルの整備
金沢市	平成28年度	○	○			
大津市	平成27年度	○	○		○	
姫路市	平成27年度	○	○	○	○	○
高松市	平成26年度	○	○	○	○	
秋田市	平成25年度	○	○	○	○	
長野市	平成24年度	○	○	○	○	○
高槻市	平成24年度	○	○	○		
尼崎市	平成24年度	○	○	○		

他都市では、税務署が把握している法人の新設や異動情報の入手、法63条通知での把握に加え、未申告法人への申告書の再送や催告状の送付、現地調査の実施、対応マニユアルの整備など多様な手法により、未申告法人の把握を確保している。

未申告法人の実態を把握し、課税の公平性を確保するため、他の中核市の対策を参考としながら、金沢市においても、まずは、申告期限を過ぎた法人に対して催告状を送付するなどの取組の実施を検討する必要がある。

【意見】

未申告法人の実態を把握するため、申告期限を過ぎた法人に対して催告状を送付するなどの取組の実施を検討する必要がある。

地区内の土地及び家屋については、固定資産税の税率が0.7%~0.98%に、都市計画税の税率が0.15%~0.21%に軽減される。

また、金沢市内への本社機能立地促進のため、地域再生法の規定に基づく認定を受けた者が所有し、特定業務施設(本社機能)の用に供する固定資産については、3年間の軽減措置がなされ、初年度は0%に、2年度は0.14%に、3年度は0.28%に軽減される。

オ 申告(地方税法第383条)

償却資産については、土地及び家屋のような登記制度がないため、償却資産の所有者に対して申告義務が課されており、毎年、1月1日現在、償却資産を所有する者は、その種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに申告しなければならない。

カ 徴収等(地方税法第364条、条例第52条及び第53条)

固定資産税は、普通徴収の方法によって徴収し、都市計画税を併せて賦課徴収することとなる。

なお、納期は以下のとおり年4回とされている。

区分	納期
第1期	4月10日から同月30日まで
第2期	7月1日から同月31日まで
第3期	12月1日から同月28日まで
第4期	翌年2月1日から同月末日まで

②過去5年間の決算の状況

ア 固定資産税

年度	課税額		収入額		不納欠損額		滞付未済額		計	
	現年課税分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分		
平成23年度	41,585,057	2,535,540	54,126,597	80,820,496	506,619	91,327,115	103,702	107,337	763,383	
平成24年度	49,610,200	2,688,208	52,298,408	83,975,287	603,646	92,578,933	162,765	182,950	617,316	
平成25年度	49,646,529	2,536,634	52,183,163	92,130,559	583,847	92,714,406	87,822	90,264	519,377	
平成26年度	49,750,289	2,383,846	52,134,135	92,332,444	545,752	92,878,197	1,768	184,070	419,627	
平成27年度	49,397,974	2,072,857	51,470,831	92,249,804	487,540	92,737,344	1,870	164,890	348,929	
										1,420,427
										1,769,356

(単位：筆)

区分	人的非課税	物的非課税	合計
平成23年度	169,198	29,483	198,681
平成24年度	170,007	29,488	199,495
平成25年度	170,823	29,332	200,155
平成26年度	171,774	29,334	201,108
平成27年度	172,674	29,099	201,773

(単位：件)

区分	人的非課税	物的非課税	合計
平成23年度	976	1,603	2,579
平成24年度	951	1,736	2,687
平成25年度	943	1,799	2,742
平成26年度	922	1,828	2,750
平成27年度	926	1,753	2,679

iii 償却資産 (単位：人又は件)

区分	人的非課税		物的非課税		合計	
	所有者	資産件数	所有者	資産件数	所有者	資産件数
平成23年度	7	175	33	1,318	40	1,493
平成24年度	6	165	38	1,538	44	1,703
平成25年度	6	137	41	1,593	47	1,730
平成26年度	6	134	41	1,672	47	1,806
平成27年度	6	134	41	1,715	47	1,849

また、都市計画税の非課税については、一部を除き固定資産税と同様となっている。
 固定資産税及び都市計画税の課税免除については、地方税法第6条第1項の規定を受け、金沢市伝統的建造物群保存地区における金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例において規定されている。課税免除とは、本来課税の対象となる者に対して、公益上等の理由から、地方公共団体自らが課税権を行使しないものであり、金沢市においては、伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物のうち、非課税の対象外の家屋を課税免除としている。

エ 不均一課税(地方税法第6条第2項、条例第44条の2等)

不均一課税とは、一定の資産について異なる税率により課税するものであり、金沢市税賦課徴収条例、金沢市伝統的建造物群保存地区における金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例、金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例において規定されている。

具体的には、国際観光ホテル整備法の規定に基づくホテル、防災建築物、鉄道、公衆浴場等については、固定資産税の税率が、0.46%~1.2%に軽減されるほか、伝統的建造物群保存

イ 都市計画税

(単位：千円)

項目 年度	課税額		収入額		不納欠損額		還付額		収入未済額	
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	滞納繰越分	未済額	現年課税分	滞納繰越分
平成23年度	6,451,684	528,711	6,980,395	6,294,047	105,640	6,399,687	749	21,624	22,373	558,842
平成24年度	6,024,469	558,764	6,583,233	5,894,025	125,472	6,019,497	4,147	33,832	37,979	526,276
平成25年度	6,019,945	525,633	6,545,578	5,914,191	120,983	6,035,174	500	18,198	18,698	386,452
平成26年度	6,040,590	492,771	6,533,361	5,954,959	112,814	6,067,773	362	37,685	38,047	492,905
平成27年度	6,020,026	427,692	6,447,718	5,948,531	100,594	6,049,145	384	34,022	34,406	364,707

③課税事務の流れ
ア 課税事務の概要

作業種名	区分	実施時期	作業概要
課税客体の把握	土地	通年	登記、農業委員会の議案書、家屋係からの情報提供等により、課税客体を把握している。
	家屋	通年	登記、建築確認申請、航空写真(3年に1度)、巡回調査等により、課税客体を把握している。
	償却資産	通年	建物の新築及び増築の情報や、テナント調査、金沢税務署等への調査により、課税客体を把握している。
現地調査	土地	9月頃～翌年1月	地目変換、分合筆及び地積更正等の異動があった土地について、土地異動調査票を作成した上で、土地の形状や面積等を現地調査する。
	家屋	5月～翌年1月	調査は、原則として2人体制で行い、必要に応じて、所有者に連絡をとり、使用目的等の確認を行う。 建築計画概要書等を基に、建築主や建物の概要等をまとめた調査物件対象個票を作成した上で、家屋の構造、床面積及び材質等を現地調査する。 家屋所有者に連絡をとり、日程調整をした上で、2人(大規模なものは3人)体制で調査を行う。調査時に、パンフレット等を活用し、固定資産税及び都市計画税、不動産取得税についての説明を行う。 なお、賦課期日が1月1日であるため、年末年始にかけて、完成が予定されている物件については、年末に建築状況を確認し、年始にも改めて確認することとしている。
償却資産	償却資産	5月～翌年1月	償却資産の状況等を現地調査する。

作業種名	区分	実施時期	作業概要
申告書の送付、受付	償却資産	12月中旬～翌年1月末	申告書の送付 償却資産申告制度の内容や注意点を周知するため、「償却資産(固定資産税)申告の手引き」を同封し、12月中旬に申告書を送付する。 申告書の受付 償却資産の申告書に併せて減価償却明細書の写しの提出の協力を求めており、提出された減価償却明細書との照合を行い、申告内容を確認している。
評価計算及びシステム入力	土地	5月～翌年2月	現地調査の結果を随時システム入力し、国が定める固定資産評価基準に従い、評価計算を行う。
	家屋	5月～翌年2月	現地調査の結果を随時システム入力し、国が定める固定資産評価基準に従い、評価計算を行う。
	償却資産	翌年2月	提出された申告書の内容をシステム入力し、国が定める固定資産評価基準に従い、評価計算を行う。
評価・入力チェック	土地	翌年2月～3月上旬	システムに入力したデータに誤りがないかを確認する。
	家屋	翌年2月～3月上旬	システムに入力したデータに誤りがないかを確認する。
固定資産評価員からの報告	土地	翌年3月末	土地、家屋及び償却資産の評価を基に、固定資産評価員が評価調査を作成し、市長に提出する。
	償却資産	翌年3月末	土地、家屋及び償却資産の評価を基に、固定資産評価員が評価調査を作成し、市長に提出する。
価格決定及び台帳登録	土地	翌年3月31日	固定資産の価格等を決定し、課税台帳に価格等を登録する。
	家屋	翌年3月31日	固定資産の価格等を決定し、課税台帳に価格等を登録する。
公示	土地	翌年4月1日	固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したこと
	家屋	翌年4月1日	固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したこと
縦覧	償却資産	翌年4月1日	納税義務者が、縦覧台帳により、自己の固定資産評価額と他者の固定資産評価額を比較し、評価額が適正であるか確認する。
	土地	翌年4月1日	納税義務者が、縦覧台帳により、自己の固定資産評価額と他者の固定資産評価額を比較し、評価額が適正であるか確認する。
閲覧	土地	通年	納税義務者が、名寄帳により自己の固定資産評価額等を確認するほか、借家人等が、当該賃貸物件の課税台帳により当該物件の固定資産評価額等を確認する。
	家屋	通年	納税義務者が、名寄帳により自己の固定資産評価額等を確認するほか、借家人等が、当該賃貸物件の課税台帳により当該物件の固定資産評価額等を確認する。
納税通知書の発送	土地	翌年4月上旬	納税通知書の発送
	家屋	翌年4月上旬	納税通知書の発送

○＝申告対象 ×＝申告対象外

償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例	○	○	○	○
一時損金算入	×	×	×	×
3年一括償却	×	×	×	×

項目	取得価額		10万円以上 20万円未満		20万円以上 30万円未満		30万円以上	
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円未満	30万円以上
法人税法第64条の2第1項 又は所得税法第67条の2第 1項に規定するリース資産		×		×		×	○	○

イ 固定資産評価基準に基づく評価方法

上記の評価計算の詳細については、以下のとおりである。

i 土地

賦課期日である1月1日現在における非課税分を除く全ての土地を対象とし、当該土地の現況により評価を行う。

地方税法第388条第1項の規定により告示された固定資産評価基準に基づき定められた「固定資産(土地)評価要領」により評価し、地目ごとに定められた評価方法にしたがって評価額を決定する。

地積の認定は、原則として土地登記簿に登録されている地積によるが、登記が現況より大きい場合は現況の地積とし、現況が登記より大きい場合で登記の地積によることが著しく不適当と認められる場合は現況の地積に基づき認定する。

また、地上権、借地権等が設定されている土地については、これらの権利が設定されていない土地として評価する。

ii 家屋

賦課期日である1月1日現在における非課税分を除く全ての家屋を対象とし、当該家屋の現況により評価を行う。

地方税法第388条第1項の規定により告示された固定資産評価基準に基づき定められた「固定資産(家屋)評価要領」により評価し、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、個々の家屋について評点数を付設し、当該評点数に評点1点当たりの価額を乗じて、評価額を決定する。なお、評価額の算定に当たっては、家屋評価業務のパッケージソフトである「H O U S A S」を利用している。

また、建物表題登記のある家屋の建築年月日は、原則としてその登記原因日により認定し、建物表題登記のない家屋については、現況を確認し、総合的に検討した上で認定する。

iii 償却資産

賦課期日である1月1日現在における償却資産の申告を基に、非課税分を除く全ての償却資産を対象として評価を行う。

地方税法第388条第1項の規定により告示された固定資産評価基準に基づき定められた「固定資産(償却資産)評価要領」により評価し、前年中に取得された償却資産にあっては当該償却資産の取得価格を、それ以前に取得された償却資産にあっては当該償却資産の前年度の評価額を基準とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮して、評価額を決定する。

なお、以下のとおり、10万円未満の資産のうち一時損金算入する資産や、20万円未満の資産のうち3年間で一括償却する資産、取得価額が20万円未満のリース資産については、地方税法上の少額資産にあたり、申告の必要がない。

ウ 評価替え

土地及び家屋については、3年ごとに評価額が見直される。土地については、評価替え年度の前年の1月1日時点の価格をもって評価替え年度の路線価が決定される。次期の評価替え年度は平成30年度であるが、当該年度の路線価は平成29年1月1日時点の価格をもって、決定されることとなる。

固定資産評価額は鑑定評価に基づいて算出されるが、金沢市においては約1,200地点の鑑定評価を取得しており、評価額は、地価公示価格の概ね7割程度に算出されることとなる。

なお、地方税法附則第17条の2の規定等に基づき、地価の下落がある場合には、下落率を乗じ、価格を修正することがある。

エ 更正

公示の日以降、価格等に錯誤があった場合は、更正を行うことになる。更正は、固定資産税及び都市計画税のみならず、全ての税目において行われるものであるが、市税の中で最も更正額が大きいのが固定資産税である。過去5年間の更正の状況は以下のとおりである。

ii 都市計画税

年度 項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数	77件	134件	83件
更正額	△54,300円	△943,000円	△5,239,700円
主な更正 事由 (件数)	所有者及び賦課に関するもの(31) 評価計算に関するもの(14) 現況地目に関するもの(3) 家屋取壊に関するもの(16)	所有者及び賦課に関するもの(34) 評価計算に関するもの(31) 現況地目に関するもの(2) 家屋取壊に関するもの(35)	所有者及び賦課に関するもの(35) 評価計算に関するもの(13) 家屋取壊に関するもの(13)

年度 項目	平成26年度	平成27年度
件数	74件	149件
更正額	△535,800円	△66,600円
主な更正 事由 (件数)	所有者及び賦課に関するもの(40) 評価計算に関するもの(12) 現況地目に関するもの(2) 家屋取壊に関するもの(8)	所有者及び賦課に関するもの(45) 評価計算に関するもの(9) 家屋取壊に関するもの(72)

④減免制度

固定資産税及び都市計画税は、条例及び施行規則において、以下のとおり減免制度が規定されている。

ア 減免の概要

種類	対象
生活減免	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
公益減免	公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)
災害減免	災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産
特別減免	上記に掲げるもののほか、特別の事由がある固定資産

また、減免を受けようとする者は、減免申請書の提出が必要であり、以下のとおり、その提出日に応じて減免対象となる税額が決定される。

i 固定資産税

年度 項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数	1,063件	828件	705件
更正額	1,175,323,600円	1,106,457,000円	1,095,900,300円
主な更正 事由 (件数)	所有者及び賦課に関するもの(31) 評価計算に関するもの(15) 現況地目に関するもの(4) 家屋取壊に関するもの(17) 償却資産期限後申告に関するもの(392) 償却資産申告に関するもの(403) 償却資産実地調査に関するもの(110) 償却資産総務大臣配分に関するもの(60)	所有者及び賦課に関するもの(42) 評価計算に関するもの(37) 現況地目に関するもの(2) 償却資産期限後申告に関するもの(349) 償却資産申告に関するもの(209) 償却資産実地調査に関するもの(33) 償却資産総務大臣配分に関するもの(67)	所有者及び賦課に関するもの(46) 評価計算に関するもの(15) 現況地目に関するもの(1) 償却資産期限後申告に関するもの(397) 償却資産申告に関するもの(92) 償却資産実地調査に関するもの(7) 償却資産総務大臣配分に関するもの(52)

年度 項目	平成26年度	平成27年度
件数	398件	480件
更正額	1,078,750,200円	1,106,760,800円
主な更正 事由 (件数)	所有者及び賦課に関するもの(43) 評価計算に関するもの(13) 現況地目に関するもの(2) 償却資産期限後申告に関するもの(243) 償却資産申告に関するもの(1) 償却資産実地調査に関するもの(1) 償却資産総務大臣配分に関するもの(63)	所有者及び賦課に関するもの(45) 評価計算に関するもの(13) 現況地目に関するもの(1) 償却資産期限後申告に関するもの(220) 償却資産申告に関するもの(5) 償却資産実地調査に関するもの(5) 償却資産総務大臣配分に関するもの(54)

配分とは、鉄軌道等複数の県や市にわたって存在するものについて、総務大臣や県知事がその価格等を決定して、関係市町村に配分するものであり、配分がなされるのが課税行為後であるため、更正せざるを得ないものである。

iv 特別減免

a 公衆浴場に関する都市計画税の減免

対象	金沢市公衆浴場法施行条例第2条第1号に規定する普通公衆浴場に係る土地で直接その業務の用に供するもの
減免理由	公衆浴場施設が公衆衛生上、地域住民にとって必要不可欠の施設であることや入浴料金が物価統制令によって抑えられていることに鑑みて減免することが適当であると認められるため
減免割合	3分の2
算出方法	減免の対象となる課税標準額に減免割合を乗じて得た額の合計に、減免申請書の提出日に応じた期別の割合及び税率を乗じて算出する。
根拠条文	条例第56条第1項第4号、施行規則第16条の2第2項

b その他の減免

対象	特別の事情のある者として、客観的に見て担税力を喪失した者、公益上の必要があると認められる固定資産、その他市長が特に必要性を認める固定資産
減免理由	特定の行政目的達成のためや、公益性のある事業の用に供される固定資産について、減免することが適当であると認められるため
減免割合	対象資産ごとに規定
算出方法	減免の対象となる課税標準額に減免割合を乗じて得た額の合計に、減免申請書の提出日に応じた期別の割合及び税率を乗じて算出する。
根拠条文	条例第56条第1項第4号、施行規則第7条の2第4号

ウ 減免実績

i 固定資産税

(単位：件又は千円)

年度	対象	土地		家屋		償却資産		合計	
		件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額		
23	生活	67	691	68	1,209	0	—	85	1,900
	公益	325	27,865	334	23,385	4	11,715	587	62,965
	災害	0	—	20	428	0	—	20	428
	特別	186	25,589	142	40,881	11	3,768	318	70,238
	合計	578	54,145	564	65,903	15	15,483	1,010	135,531
24	生活	83	858	81	1,545	0	—	98	2,403
	公益	351	27,970	439	22,932	4	10,102	689	61,004
	災害	0	—	21	335	0	—	21	335
	特別	168	24,980	27	32,612	13	6,413	182	64,005
	合計	602	53,808	568	57,424	17	16,515	990	127,747

減免申請書の提出日	期別割合	根拠条文
第1期の納期限まで	4分の4	施行規則第7条の4第2項
第1期の納期限の翌日から第2期の納期限まで	4分の3	
第2期の納期限の翌日から第3期の納期限まで	4分の2	
第3期の納期限の翌日から第4期の納期限まで	4分の1	

イ 各種減免の詳細

i 生活減免

対象	①公的扶助(生活保護法第12条の規定による生活扶助)を受けている者 ②第三者から私的扶助を受けており、①と同程度の実情にあると認められる者
減免理由	担税力が極めて薄弱と認められるため
減免割合	10分の10
算出方法	申請書提出日以後に納期限が到来する納期分の税額に、減免割合を乗じて算出する。ただし、共有資産については、減免対象者の持分を乗じて算出する。
根拠条文	条例第56条第1項第1号、施行規則第7条の2第1号

ii 公益減免

対象	不特定多数の者の使用又は利用に供され、教育文化の向上、福祉の増進等広範囲にわたり市民に貢献すると認められる固定資産(有料で使用されるものは除く)
減免理由	公益性を増進すると認められるため
減免割合	対象資産ごとに規定 (県又は市指定文化財等を専ら収容するための固定資産については、10分の5、その他は10分の10)
算出方法	減免の対象となる課税標準額に減免割合を乗じて得た額の合計に、減免申請書の提出日に応じた期別の割合及び税率を乗じて算出する。
根拠条文	条例第56条第1項第2号、施行規則第7条の2第2号

iii 災害減免

対象	①市の全部又は一部の地域にわたる災害等により、価値が著しく減じた固定資産 ②火災等により個別的に被害を受けた固定資産
減免理由	災害等により固定資産の価値を著しく減じており、救済が必要であると認められるため
減免割合	損害の程度ごとに規定
算出方法	減免の対象となる課税標準額に減免割合を乗じて得た額の合計に、減免申請書の提出日に応じた期別の割合及び税率を乗じて算出する。
根拠条文	条例第56条第1項第3号、施行規則第7条の2第3号

年 度	対 象	土 地		家 屋		合 計	
		件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
26	生活	80	395	93	361	115	756
	公益	223	5,153	324	3,467	478	8,620
	災害	0	—	8	31	8	31
	特別	158	4,213	24	6,820	176	11,033
	合計	461	9,761	449	10,679	777	20,440
27	生活	99	474	98	360	118	834
	公益	222	5,096	322	3,330	475	8,426
	災害	0	—	11	80	11	80
	特別	158	3,659	27	7,136	178	10,795
	合計	479	9,229	458	10,906	782	20,135

エ 減免に係る事務処理の流れ
納税義務者から提出された減免申請書を受け付け、減免の要件を満たすか審査する。審査は、「固定資産税・都市計画税の減免に関する事務処理要領」に基づき行い、要件を満たした場合は、減免決定となり、申請者に対して減免決定通知書を送付する。

- i 生活減免
毎年、生活支援課に、生活減免対象者の1月1日時点における生活扶助受給状況を照会しており、その結果を踏まえ、減免を適用している。
なお、これまで、施行規則第7条の2第1号イの規定に基づく「生活保護受給者と同程度の実情にあると認められる者」に対して、減免を適用した実績はない。
- ii 公益減免
減免申請書の提出を受け、現地調査を実施した上で、減免を適用している。
現地調査においては、対象資産の写真を撮影し、図面や規約等の減免事由を証する書類を受け取る。
- iii 災害減免
原則として減免申請書の提出を受け、現地調査を実施した上で、減免を適用している。
全焼の場合は、取り壊される前に状況を確認する必要があるため、申請前であっても早急に現地調査を行う。
- iv 特別減免
減免申請書の提出を受け、現地調査を実施した上で、減免を適用している。
現地調査においては、対象資産の写真を撮影し、図面や規約等の減免事由を証する書類を受け取る。

年 度	対 象	土 地		家 屋		償 却 資 産		合 計	
		件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
25	生活	77	938	83	1,491	0	—	103	2,429
	公益	353	27,427	439	23,220	4	8,717	709	59,364
	災害	0	—	7	381	2	54	8	435
	特別	160	24,880	27	32,612	8	2,076	184	59,568
	合計	590	53,245	556	57,704	14	10,847	1,004	121,796
26	生活	86	1,129	98	1,813	0	—	121	2,942
	公益	354	27,409	440	23,673	3	7,716	709	58,798
	災害	0	—	9	177	0	—	9	177
	特別	152	25,949	28	32,723	8	3,471	176	62,143
	合計	592	54,487	575	58,386	11	11,187	1,015	124,060
27	生活	109	1,372	106	1,820	0	—	129	3,192
	公益	358	27,129	439	22,673	3	6,742	709	56,544
	災害	0	—	11	374	0	—	11	374
	特別	147	18,749	31	34,195	9	3,019	174	55,963
	合計	614	47,250	587	59,062	12	9,761	1,023	116,073

ii 都市計画税 (単位：件又は千円)

年 度	対 象	土 地		家 屋		合 計	
		件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
23	生活	63	280	64	244	79	524
	公益	199	5,413	234	3,468	368	8,881
	災害	0	—	19	90	19	90
	特別	164	3,967	118	8,243	274	12,210
	合計	426	9,660	435	12,045	740	21,705
24	生活	78	329	72	318	93	647
	公益	219	5,335	323	3,325	462	8,660
	災害	0	—	16	61	16	61
	特別	172	4,000	23	6,796	183	10,796
	合計	469	9,664	434	10,500	754	20,164
25	生活	75	331	70	296	92	627
	公益	218	5,220	322	3,411	474	8,631
	災害	0	—	6	80	6	80
	特別	167	4,019	23	6,796	185	10,815
	合計	460	9,570	421	10,583	757	20,153

(2) 監査手続

- ①固定資産税及び都市計画税の課税事務について、資産税課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。
- ②土地、家屋については、平成27年度の登記済通知書を無作為に数件抽出し、税総合オンラインシステムと突き合わせを行うことにより、また、償却資産については、平成27年度の償却資産申告書を無作為に数件抽出し、申告書に記載されている数値と関連書類との突き合わせを行い、システムに適切に入力されているか確認することにより、固定資産税及び都市計画税に係る課税事務の正確性について検証した。
- 償却資産については、その把握方法と申告内容の正確性についても併せて検証した。

③固定資産税及び都市計画税の非課税について、平成27年度の申告書を無作為に数件抽出し、非課税であることの妥当性を検証した。

④固定資産税及び都市計画税の減免について、無作為に数件抽出し、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

⑤固定資産税の更正について、更正事由が「所有者及び賦課に関するもの」、「評価計算に関するもの」、「現況地目に関するもの」から、無作為に数件抽出し、更正の原因を検証した。

⑥不服申立制度について、過去5年間の審査申出及び審査請求の資料を閲覧し、不服申立制度が適正に実施されているか検証した。

閲覧資料：市税概要、固定資産(土地)評価要領、固定資産(家屋)評価要領、固定資産(償却資産)評価要領、納税義務者配布用の償却資産の説明案内文書、償却資産(固定資産税)申告の手引き、登記済通知書、固定資産税・都市計画税の減免に関する事務処理要領、家屋事務マニュアル、非課税申告書、非課税認定の決裁伺書、減免申請書、特別減免利用状況調査票、調査復命書、復命書、異議申立書、審査申出書 等

(3) 監査結果

①課税事務の正確性について

平成27年度の登記済通知書から、土地40件、家屋20件を無作為に抽出し、その内容がシステムに適切に入力されているか確認した。また償却資産については、平成27年度の償却資産申告書を無作為に20件抽出し、申告書に記載されている数値と関連資料との突き合わせを行い、その内容がシステムに適切に入力されているか確認した。いずれの数値も一致しており、問題点は検出されなかった。

償却資産については、前述のとおり、所有者からの申告に基づき課税しており、所有者から適正な申告がなされる必要がある。そのため、市においては、ホームペーページやチラシ、償却資産(固定資産税)申告の手引きにより制度周知に努めている。

申告に際しては、減価償却明細書の写しの提出についても協力を呼びかけており、これによ

オ 減免対象資産の状況調査

条例第56条第2項の規定に基づき、公益減免対象の固定資産については、前年度から状況に変化がない場合は減免申請が不要とされている。市では、当該継続制度を担保すべく、3か年で全ての減免対象資産の状況を確認している。外観から状況が明確に確認できない場合は、関係者立ち会いの下で現地調査を実施している。ただし、指定文化財のため、減免が適用されている場合については、3年に1度、文化財保護課に対して、指定状況の照会をすることとしている。

特別減免については、毎年減免申請が必要とされているが、公益減免と同様に、3か年で全ての減免対象資産の状況を確認することとしている。

⑤不服申立制度

固定資産の価格等に不服がある場合は、審査申出制度及び異議申立制度により、不服申立を行うことができる。

項目	審査申出制度	異議申立制度	
		地方税法第432条	地方税法第19条、行政不服審査法
内容	課税台帳に登録された価格について	固定資産税の賦課について(価格以外)	
申出先	固定資産評価審査委員会(第三者機関)	市長	
申出者	納税義務者	納税義務者(固定資産の賦課を受けた者)	
申出期間	納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内	納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内	

なお、行政不服審査法の改正により、平成28年4月1日から、異議申立制度は審査請求制度に統合され、不服申立期間が60日から3か月以内に延長される等の変更があった。

また、過去5年間の申立件数等は、以下のとおりである。

(単位：件)

年度	項目	申立件数	処理件数			計
			却下	棄却	認容	
平成23年度		2	0	1	0	1
平成24年度		0	0	0	0	0
平成25年度		0	0	0	0	0
平成26年度		0	0	0	0	0
平成27年度		2	0	1	0	1
						2

(注) 各年度の申立件数の内容は、平成23年度は審査申出が1件と異議申立てが1件、平成27年度は2件とも異議申立てである。